第4章 方法書(再実施)作成までの経緯

# 第4章 方法書(再実施)作成までの経緯

### 1 配慮書手続の概要

計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の手続の概要は、表4.1-1に示すとおりである。なお、配慮書に対する住民等(環境の保全の見地からの意見を有する者)からの意見の件数は3件であった。

表4.1-1 配慮書の手続の概要

項目	内容
公 告 目	平成29年2月1日(水)
縦 覧 期 間	平成29年2月1日(水)~2月28日(火)
縦 覧 場 所	長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課、 佐久市環境部環境政策課
意見募集期間	平成29年2月1日(水)~2月28日(火)
意見提出先	株式会社そら'w
意見書の提出件数	3件(22項目)
技 術 委 員 会	平成29年2月16日(木)、平成29年3月17日(金)
佐 久 市 長 意 見	平成29年3月15日(水)
長野県知事意見	平成29年3月31日(金)

### 2 配慮書に対する知事、住民等の意見及び事業者の見解

配慮書に対する住民等の意見、長野県知事の意見等と事業者の見解は、以下に示す とおりである。

## 2.1 住民等の意見と事業者の見解

配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解は、表4.2-1(1)~(5)に示すとおりである。

表4.2-1(1) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

方法書 区分	意見の概要	事業者の見解
事業計画の概要	「株式会社 そら'w」様は全国に 40mw の発電所があるとしているがなぜ 1 カ所で 30mw の発電を行おうとしているのか。	メガソーラー発電所の設置場所は、緩やかな南向きの斜面を有し、そのか場所です。 等がなく、近隣に民家も少ない場所です。 た、この地域は、国内有数の日照率を有設置場所としてあり、大公の出域であり、大会ででは、国内をであり、です。 場所とした場所でお40MWのおまで全国各所で約40MWのおまで全国各所で約40MWのおまえ、本のようで全国を持つ計画地にお光発電事とできた実績・経験を踏まえ、水道を表が進れる温をの声を表が出り、低いまでは、国産を表が出り、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では
	反射光の抑制について太陽光パネルは反射光を抑制する素材を選定するとあるがグループ会社 jumao photonics より優れているパネルメーカーがある場合そちらのメーカーのパネルを率先して扱う予定はあるのか。	太陽光パネルは反射光を抑制する素材として、梨字加工された凹凸のある光を拡散するガラス面を使用する予定です。このため、太陽光はそのまま反射せず、乱反射してぼんやりした反射となります。なお、現時点では、このようなパネルを扱っているグループ会社 JUMAO PHOTONICS の太陽光パネルを使用する予定です。
	反射光に対しての文面はあるが 反射熱の文面が無いのはなぜか。ま た、反射熱は環境に大きく関係して くるのでデータを添付しないのは なぜか。	これまでの実績では、太陽光パネルの反射 熱により気温が上昇するなどの事象は確認 されていません。今後、類似事例等を調査し、 必要に応じ適切な対応を検討します。
	地域との合意形成とあるが 2016 年9月以降の意見交換会で反対多数と出たがなぜそのことを新聞また、「長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)事業に係る計画段階環境配慮書」の中に盛り込まないのか。	2016 年9月以降の地域住民の方々との意見交換会においては、本事業による環境の変化等に対する懸念事項等のご意見を頂いています。懸念事項等については、今後、現地調査や環境影響評価の内容を踏まえて対応方針を検討し、地域住民の方々に適宜ご説明してまいります。今後、地域住民の方々のご意見を尊重し、ご理解をいただきながら、事業を進めてまいります。

表4.2-1(2) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

方法書		に氏寺の忠元と事未行の元府
区分	意見の概要	事業者の見解
事業計画 の概要 (つづき)	住民説明会では 20 年で元の森林 に戻すとしているが 20 年以降も事 業を継続するとしているがその説 明は住民に行ったのか。	現時点では、再生可能エネルギー固定価格 買取制度 (FIT) の活用による 20 年間の発電 事業を行った後の社会情勢等を見通せない 状況があるため、制度活用終了後も発電事業 を継続することも選択肢として考えていま す。地域住民の方々には、今後説明してまい ります。
	少なからず其所で野菜を作り生計を立てている住民がいます。環境変化は好ましくないはずです。「長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)事業」には断固反対です。 台風・強風時、当該主要施設等か	本事業の実施による環境への影響については、「長野県環境影響評価条例」に基づき、今後、現地調査や予測評価を行い、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)において明らかにします。 本事業で設置する太陽光パネル、パワーコ
	らの飛来物がないようにして下さい。	ンディショナ、一次変圧設備等の施設は、台風・強風時に飛散しないよう、各種基準等に基づき固定・支持等を行います。 最も飛来しやすいと考えられる太陽光パネルは、架台によって固定・支持を行い、架台の杭は、約1.5mの貫入深さを基準としの杭は、約1.5mの貫入深さを基準としの右と、約1.5mの貫入深さを基準として設計します。 世盤調査の結果、地盤・地質の状況、地形の傾斜、盛土の状況等を考慮して設計します。 架台の設置にあたっては、太陽電池アレイの 契持物設計基準(JISC8955)を満たすものとします。 また、これらの施設の維持管理は、電気事
	高速道路上の交通事故等が発生 したとき、場合によって破損物等が 道路外へ飛散する恐れがあるので、 高速道路直近への当該主要施設等 の設置については配慮して下さい。	業法に則った形で有資格者による法定点検等を実施するとともに、日常の運営は遠隔監視装置等を設置の上、維持管理会社に委託して行い、不具合等が生じた場合は要因を特定した後、適宜修繕を行います。 太陽光パネル等の設置場所の検討にあたっては、ご指摘の点を考慮してまいります。また、今後必要に応じて協議させていただきます。
水質	計画地東部で行われている発電事業で森林伐採を行った結果香坂川に泥によるにごりが数日間起こっているが、この発電所では起こらないのか。	本事業では、仮設沈砂池、調整池等を設け、計画地内で発生した濁り水を沈砂処理してから、計画地外の水路や香坂川に排水する計画です。 仮設沈砂池等は、想定される降雨量や集さるといます。 調整池は、「流域開発に伴う防災調整池を持ったででで、表野画します。 調整池は、「流域開発に伴う防災調整池では、「流域開発に伴う防災調整池で、表野県できるの降雨に対応できるとにより、本事業では香坂川等への濁り水による影響にあるといます。 以上のような措置を講じることにより、本事業では香坂川等への濁り水による影響になるといます。 なお、香坂川等への濁り水にしまり、準備書に、現地調査や予測評価を行い、準備書によりのにします。

表4.2-1(3) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

区分	意見の概要	事業者の見解		
水水地地地野家・質	計画地は稜線に近く近在の 集落の水源地にもあたり、急傾斜排に近く が高速を出る。 が高いいでででででででである。 を出る。 をはなががができます。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる	海域 東 京 京 京 京 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所		
水象	排水については、付近の排水路等管理者と協議し、高速道路の排水系統に影響を与えないようにして下さい。 計画地東部で行われている発電	本事業では、仮設沈砂池、調整池等を設け、計画地内で発生した濁り水を沈砂処理してから、計画地外の水路や香坂川に排水する計画です。排水については、付近の排水路等管理者と協議し、高速道路の排水経路に影響を与えないように計画します。 計画地外東部で行われている他の発電所		
	所が運用されてから地下水脈が変化し周辺の畑等に水が流れていることは調査されているのか。	事業における環境問題等の情報も確認した 上で、本事業における環境配慮等の内容を検 討してまいります。		
地形· 地質	上記の地下水脈の変化で高速道路ののり面の崩落がおきたことについては。	計画地外東部で行われている他の発電所事業における環境問題等の情報も確認した上で、本事業における環境配慮等の内容を検討してまいります。		
予測・評	造成工事及びその後の管理において、高速道路の地盤に影響を与えないようにして下さい。 太陽光パネル14000枚による環境	高速道路の支持地盤に影響を与えないように造成計画や排水計画等を計画し、造成工事等及びその後の管理を行ってまいります。 本事業の実施による環境への影響につい		
価全般	変化の実験は出来ているのか。	ては、「長野県環境影響評価条例」に基づき、 今後、現地調査や予測評価を行い、準備書に おいて明らかにします。		
動物 生態系	開発による周辺にある畑、花壇、 住宅地に獣等の侵入等による作物 等の被害はどのように調査するの か。	作物等の被害の状況については、佐久市等へのヒアリング等により現状を把握し、今後の対応を検討します。		
植物動物生態系	第4章の動植物および生態系の 調査について、既往文献に「新党リーンセンター建設に係る環境影響評価書」(平成27年4月、佐久市ほか)が採用されていない。計画も近と同じ山系に位置し、距離的にからと、近年の調査であることから既往文献として採用するべきである。	計画段階環境配慮書では計画地に近い場所の既存調査結果を使用して予測評価を行いました。環境影響評価方法書の作成にあたっては、「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価書」の調査等についても情報を収集し、その調査結果を「第2章 3. 自然的状況 3.4 動植物の状況」における佐久市及びその周辺で記録されている種のリストに追加して整理しました。		

表4.2-1(4) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

方法書		
区分	意見の概要	事業者の見解
動物生態系	計画地およびその周辺において イヌワシ等の希少な鳥類の生息の 可能性があるが、急傾斜がけ地も計 画地内に存在するため、ハヤブサ類 やチョウゲンボウにも留意して調 査するべきである。 計画地およびその周辺において、	ご指摘の点に留意して調査を行ってまいります。 ご指摘の点に留意して調査を行ってまい
	ヤマネ等の希少な動物の生息の可能性があるが、通常の痕跡では、確認されにくい確認に努力を動物の実施では、確認されたのででは、単籍をもちいっかをである。 サークの はいました までも まっかい では でいる などで は でいる など でいる など でいる など でいる など でいる ない でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	ります。
その世の東京の世の東京の世の東京の世の東京の世の東京の世の東京の世の東京の世の東	送電線の地下埋設と書いてあるが住民や動物への心、体への影響はどうなのか。	送電線を含います。 は電流 という という は で は で は で が ま で が ま で が ま で が ま で で が ま で が か ら 発生 して い ま の 西 側 が 12 km 地 を か ら 発生 して い ま の 西 側 が 12 km 地 を か ら 発生 して い ま 可 か ら 発生 して い か ら 発生 して い ま の 西 側 が さ で す で が は な か ら 発生 して は か ら 発生 して は か ら 発生 で で が が か り で が で が で が で が で が で が で が で が で が で

表4.2-1(5) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

1 31 -					
方法書 区分	意見の概要	事業者の見解			
その他の 環境要素	高速道路を走行されるお客様に、 当該主要施設等からの太陽光の反 射等によりまぶしくないようにし て下さい。	本事業で使用する太陽光パネルは反射光を抑制する素材として、梨字加工された凹凸のある光を拡散するガラス面を使用する予定です。このため、太陽光はそのまま反射してぼんやりした反射となります。			
その他の環境要素	送電の際、電圧の変動等により付近の電気施設に影響を与えないようにして下さい。	送電線からは電磁波が発生しており電圧 の変動等が考えられますが、地下に埋設する 本事業の電磁波予想値は、身近な電化製品で ある電気掃除機以下となるため、付近の電気 施設への影響はないと考えられます。 また、地下の他埋設物との離隔は電技第30 条関連に則ることかつ、他埋設物管理者の指 導に従い、影響を与えない距離を保ち施工を 行います。			

# 2.2 知事の意見と事業者の見解

配慮書に対する知事の意見と事業者の見解は、表4.2-2(1)  $\sim$  (4) に示すとおりである。

表4.2-2(1) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

方法書 区分	知事の意見	事業者の見解
全般	1 事業実施想定区域は、近隣に国定公園が存在するなど自然が豊かで清浄な環境の保たれた地域であることとに加え、土砂災び高速道をされる場所であること及び高速道路であることに十分配慮し、環境を国避なの設を大きが、大きがでの事業実施区域の設定や太陽光パネルの検討すること。また、それらの教響を検討すること。また、では、東道のでは、環境を回避ないで、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが	一大会議 では、 一大会議 では、 一大会議 では、 一大会議 では、 一大会議 では、 一大会な、 一大会な、 一大会な、 では、 一大会な、 では、 のの、 では、 のの、 では、 のの、 では、 のの、 では、 のの、 のの、 では、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の
	3 事業実施想定区域の周辺には、既設の太陽光発電所が境数存在しており、本事め、既設権を強力を持続を変勢が想定されるため、既設発電所や他事業者による今後の設置計画の有無等に大力法書以降の手続において、場では、の影響も含めた複合的・累積的なびが、と。また、方法書以降の手続においな環境を優も含むと。をでいる。  4 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討にすることがないようにすることがないようにすること。また、自社の既設の太陽光発電所における知見等を積極的に活用し、適切な環境保全措置を検討すること。	計、にとれて、

表4.2-2(2) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

方法書 区分	知事の意見	事業者の見解
全 般 (つづき)	5 方法書以降の図書において、事業終了後 の土地利用計画を可能な限り詳細に示す こと。	本事業では、地域・地権者との 合意などの条件が整えば発電事り、 現在のところ施設の撤去につ、方法 関在のところ施設の出土地利用計画 を示していなりの土地利用計画 を示して、発電事業終了後に太際に なお、発電設を撤去する際に は、将来存在している水象、地形 は、生態系、景観等に配踏い 、生態では、景観等に配踏い 、関係、生態の恒復を図った。 ながら、環境の回復を図った。 ます。
	6 事業計画の検討に当たっては、住民、市町村から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、条例で定める手続以外にも説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。	事業計画の検討にあたっては、 住民、関係市(佐久市)から寄せられた意見等に十分配慮するともに、必要に応じて、条例で定める手続以外にも説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこととます。
水質、水象	7 事業実施想定区域及びその周辺区域には、水道水源、湧水、沢及び用水路が存在しているため、太陽光パネルの配置等の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は極力低減すること。	計画地及びその周辺には、水存では、水存で開辺には、水存で開辺にはがいるので、沢田水ののでは、水ででは、水道をは、水道をは、水道をは、水道をは、水道をは、水道をは、水道をは、水道を
地形・地質	8 事業実施想定区域及びその周辺区域に は、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域及 び土砂災害特別警戒区域が存在するなど 土砂災害の発生が懸念される場所である ため、太陽光パネルの配置等の検討に当 たっては、土地の安定性について適切に調 査、予測及び評価を行い、その結果を踏ま え、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を 回避するとともに、土地の改変量を極力低 減すること。	・の周辺には、工石 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表4.2-2(3) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

方法書 区分	知事の意見	事業者の見解
植物、動物、生態系	9 事業実施想定区域及びその周辺区域には、国内で数カ所のエリアでのみ分布しているヤエガワカンバ、クロビイタヤ、オニヒョウタンボク、ミヤマウラジロが生育している可能性があるため、このエリアにおけるこれらの種の生育状況を調査し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。  10 ヤエガワカンバ、オニヒョウタンボクなど湿性的な環境に依存する希少種が確認される可能性があるため、これらの種が確認された場合は、湿性条件の生育環境の保全に十分に配慮すること。	計画地内においてご指摘の種の生育が確認された場合は、その生育状況などを調査し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討します。
	11 注目すべき種として挙げられている チョウ類の中には、食草が普通種となって いる種もあるため、食草との関係や生活史 を踏まえて適切な調査方法を検討し、方法 書で示すこと。 12 事業実施想定区域内のススキ群落、水田 雑草群落、畑地雑草群落等にセセリチョウ	チョウ類に関しては、成虫の出現時期に留意して調査し、注目すべき種の確認位置・個体数・食草の分布を把握することとし、その旨を「第3章 3 3.10 動物」に記載しました。 計画地内においてご指摘の希少種が確認された場合には、その生
	科及びシジミチョウ科の草原性チョウ類 の希少種が生息している可能性があるため、パネルの配置等の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等の助言を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。	息に極力影響が生じないようにパネルの配置などの検討にあたっては十分に配慮するとともに、方法書以降の手続においては、必要に応じて専門家等の助言を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討することします。
	13 事業実施想定区域は上信越自動車道に 隣接していることから、ニホンイノシシや ホンシュウジカなど大型哺乳類の移動ル ートについて、センサーカメラ等を用いて 適切に調査するとともに、必要に応じてこ れらの種が高速道路に入り込まないため の措置を検討すること。	計画地は上信越自動車道に隣接 していることから、ニホンイノシ シやホンシュウジカなど大型哺乳 類の移動ルートについて、セン サーカメラ等を用いて適切に調査 するとともに、必要に応じてこれ らの種が高速道路に入り込まない ための措置を検討することとしま す。
景観	14 事業実施想定区域は、上信越自動車道に おける東京方面からの長野県の玄関口に 当たるとともに、カラマツ林を中心とした 森林景観と自然と調和した山間地の農地 景観を基調とする優良な景観が続く場所 である。そのため、太陽光パネル及び残置 森林の配置等の検討に当たっては、そうし た点を十分に認識し、適切に調査、予測及 び評価を行い、その結果を踏まえ、景観へ の影響を回避又は極力低減すること。	太陽光パネル及び残置森林の配置等の検討に当たったは、東京ははる東方には、東京に対ける東道における東京に対しては、東京の長野県の大田であるとと、高の大田であるとととと、 は、

表4.2-2(4) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

方法書 区分	知事の意見	事業者の見解		
触れ合い活動の場	15 事業実施想定区域の近隣には妙義荒船 佐久高原国定公園が存在するが、国定公園 は触れ合い活動の場としても重要である ため、太陽光パネルの配置等の検討に当 たっては十分に配慮すること。また、方法 書以降の手続において、適切に調査、予測 及び評価を行い、環境保全措置を検討する	計画地の近隣には妙義荒船佐久 高原国定公園が存在しており、国 定公園は触れ合い活動の場として も重要です。このため、太陽光パ ネルの配置等の検討に当たっては 十分に配慮することとし、方法書 以降の手続において、適切に調査、		
	こと。	予測及び評価を行い、環境保全措     置を検討することとします。		
文化財	16 事業実施想定区域及びその周辺区域に は埋蔵文化財が多く分布しているため、太 陽光パネルの配置等の検討に当たっては 十分に配慮すること。また、方法書以降の 手続において、適切に調査、予測及び評価 を行い、環境保全措置を検討すること。	計画地及びその周辺には埋蔵文 化財が多く分布しているため、方 法書以降の手続において、適切に 調査、予測及び評価を行い、環境 保全措置を検討することとしま す。		
光害	17 事業実施想定区域は上信越自動車道に 隣接しており、太陽光パネルの反射光による運転者への影響が懸念されることから、 太陽光パネルの配置等の検討に当たって は十分に配慮すること。また、方法書以降 の手続において、適切に調査、予測及び評 価を行い、環境保全措置を検討すること。	本事業で使用する太陽光パネル は反射光を抑制する素材ととを抑制する素材とと変加工された凹凸のある予定まです。このため、大変を変しては、大変を変している。 ではず、乱反射とでは、からないでは、大変射光の影響については、パネルの配置や角度が発生の影響がある。 おお、反射光の影響については、パネルの配置や角度が表しまる。 と変に応じて対な環境保全措置を検討します。		

### 2.3 関係市長の意見と事業者の見解

配慮書に対する関係市長 (佐久市長) の意見と事業者の見解は、表4.2-3(1)~(10) に示すとおりである。

表4.2-3(1) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
事業計画の概要	<ol> <li>当該地域は、高速道路における首都圏からのエストインプレッションとしており、ファダンは、高原都である上をのおり、一方のイメを低下させるとのない計画とすること。</li> <li>計画が大規模であることから、上信越自動車道を走行と捉え、が視界に入らないようを調査し、パネルが視界に入らない指置を講じること。</li> <li>送電にあたり12キロメートルに及ぶ地下埋設について、その影響を調査し、評価すること。</li> </ol>	を表示により、 当都ス市こ及たす眺び、減本 1付す138下のる電場」合線事議環、るに住もこ はのプづ分森、かい行のとで点送線中す極と置長と象埋路、影措して事要は はのプづ分森、かい行のとで点送線中す極と置長と象埋路、影措して事要、 はのプづ分森、かい行のとで点送線中す極と置長と象埋路、影措して事要、 でョ要、置自望にの回す画電敷則のでずいて境地まに等よ分じま事をて がおいたのとで点送線中す極と置長と象埋路、影措して事要は がいたのとで点送線中す極と置長と象埋路、影措して事要は がいたであるによりと場際の車周査果又 の社るし存り現す、響理んた係周慮上、手知明 が、し所光検道辺、をは の社るし存り現す、響理んた係周慮上、手知明 が、とはに電はいる力なに野なと設管工響置まは内にす をま計るを原等定わてい環、り事者に十講。工等じ が、といるがは地に行へ切とたに、と の社るし存り現す、響理んた係周慮上、手知明 は、と、と、と、と、と、と、をは、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

表4.2-3(2) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書	佐久市長の意見	事業者の見解
区分 事業計画の	4 「地表面に木くずチップを敷き均すこと	. ,, , =,
事業計画の 概要	とし、(p11)」とあるが、木くずチップを敷き均すことによる環境への影響を調査し、評価すること。また、飛散又は流出を防止するためどのような措置を講じるのか提示すること。	本事業では、伐採樹木の再利の類別では、人は、かの再利の類別では、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を
	5 「維持管理者が常駐するような管理施設は設けない(p13)」とあるが、不測の事態にも迅速に対応できるような体制をとること。	発電施設の維持管理は、電気事業法に則った形で有資格者によるとと点検等を実施するととる距間以内に現場にします。日常の運営は遠隔監視装置等を設置の上、維持管理会社に委託して行い、不測の事態にも可能な限り迅速とします。
	6 「除草に際して農薬・除草剤等は使用しない(p13)」とあり、そのような方法を強く求めるが、具体的にはどのような方法で除草を行うのか提示すること。	発電所敷地内は地域のシルバー 人材の活用等を念頭に定期的に草 刈りを行う計画です。
地域の概況	7 p 50 の一覧に「佐久市景観条例」を加えること。	ご指摘のとおり修正しました。
	8 p60 下線部のとおり修正すること。 望ましい環境像 「水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち」 基本施策「良好な自然環境の保全」 個別目標「動植物の生態系を保全し、多様な生物が生息できる・・」 個別施策「(6)農地・森林の保全と活用」「(8)里山の保全と創造」 基本施策「循環型社会の構築」 個別目標「省資源・省エネルギーを進め、資源・エネルギーの・・・」 「ごみの減量とリサイクルに取り組み」のます。」 基本施策「協調した環境保全への取り組み」 めます。」 基本施策「協調した環境保全への取り組み」 個別目標「様々な団体の連携・協力のもと・・・」	ご指摘のとおり修正しました。

表4.2-3(3) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

	4.2-3(3)	
方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
地域の概況 (つづき)	9 p112 ②主要な眺望景観の項目において、眺望地点を「計画地及びその周辺における、不特定多数の人による利用がある <u>道路や…」とするならば、表 2.3-9にすぐ横を通る高速道路を挙げるべきである。</u>	ご指摘のとおり修正しました。
騒音・ 振動・ 低周波	10 計画地から民家まで距離があるとのことだが、パワーコンディショナの設置台数が900台と多いことから、騒音や振動及び低周波音による民家への影響が懸念されるため、影響を調査し、評価すること。	方法書以降の手続において、パワーコンディショナ等の稼働による騒音、振動及び低周波音について適切に調査、予測及び評価を行い、民家への影響が懸念される場合には、環境保全措置を検討することとします。
水質	11 事業実施想定区域内に水道水源を抱えているため、市及び水道事業者と十分調整の上、事業実施想定区域及びその周辺の地下水の利用状況等について適切に調査を実施し、水道水源としての機能を保全するとともに、事業による涵養量の変化や水質への影響を十分調査し、評価すること。	計画地及水存す計画地及水存す計画地及水存すす計画地及水での及びには、がま業井戸にののでは、がま業井戸に水での大は、がま業井戸に水でのは、とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	12 湧水地よりも標高が低い場所であって も、造成による地表の変化や樹木の伐採等 による状況の変化、パネル架台の腐食によ る金属類の流れ出し等により、水質汚染が 懸念され、農地等への影響が危惧されるこ とから、影響を調査し、評価すること。	工事中の土地造成や樹木のの保 等によるでは、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででである。 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次ででは、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、

表4.2-3(4) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
水象	13 A・B・C案全てについて、地形の改変と排水計画について具体を提示し、それによって関係河川に流れ込む沢の水量にどの程度影響があるか提示すること。また、「計画地から流出する水量は、香坂川全体から見れば一部に過ぎないことから、香坂川及び香坂ダムの流量及び水位等への影響は小さいと予測する(p144)」とあるが、計画流量等の根拠を示しながら説明すること。	配慮書では事業計画の複数案を 示し、各案における水の影響について調査、予測及配慮書で対 する地のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	して、B・C案ともに「土地の改変や安定性への影響は概ね低減できる(p146)」とあるが、概ね低減できるとしている根拠は何か。また、「事業者として可能な範囲で水象への影響を回避・低減する(p146)」とあるが、回避・低減のため必要な措置を講じること。	て「水象への影響は概ね低減できる」としたのは、計画地内の東野と推定される計画地内にされることがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	15 現地調査の実施計画(時期・方法等)について提示すること。また、現地調査の結果が予測と大幅に異なる場合はどのように対応するか説明すること。加えて「現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の適用を検討し、水象への影響が回避・低減されるよう考慮する(p147)」とあるが、必要な措置を講じること。	水象の現地調では、

表4.2-3(5) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書	4.2-3(3) 配慮音に対する関係印表(在入り	
区分	佐久市長の意見	事業者の見解
水象 (つづき)	16 現況・計画用排水系統及び模式図を作成し、水路状況について現在と事業実施後の比較ができるようまとめること。	方法書段階の事業計画では、計画地内を流下する主要な沢筋は存置する方針としました。 計画地内の雨水排水については、計画地及びその周辺の既存の沢筋や水路を経て香坂川に放流する計画であり、その内容を方法書に示しました。
	17 香坂川の水位上昇が考えられるため、水 位の調査を実施するとともに、調査実施時 期については、定期的な調査のみではな く、台風などの豪雨時も必ず調査するこ と。	本事業の実施による香坂川への 影響を把握するため、香坂川等の 流量の調査を行う計画であり、具 体的な調査地点や調査時期等を 法書に示しました。香坂川等の流 量の調査時期については、定期的 な調査のみではなく、台風などの 豪雨時も調査を行う計画としまし た。
	18 事業計画地内の現況用水路について、下流域の受益者はいない(p140)となっているが、地元区長等への聞き取りなどにより、実際に現況を調査し、評価すること。	計画地内の現況用水路(通称:: 仙太郎用水)については、下流域の受益者の有無などを地元区長等への聞き取りなどにより調査し、本事業による影響を予測及び評価することとします。調査等の結果は準備書に示します。
	19 調整池の設置について、法面の勾配、適切な排水工、調整容量の根拠を示しながら具体をもって説明すること。また、土砂流出も考えられるため工事中及び完成後においても沈砂池が必要である。構造については、空堀では崩落による土砂流出が危惧されるので、相応の施設を考慮すること。また、沈砂池の適正な維持管理に努めること。	調整池の法面の知识は、非水工では、までは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力
	20 環境保全措置の検討にあたって、回避・ 低減の措置だけでは影響が十分に緩和で きない場合に検討する代替措置について、 湧水に対する代替措置のみ挙げられてい るが、河川の流量・水位に対しても検討し、 提示すること。	今後、太陽光パネルの配置等の 詳細検討にあたっては、雨水の流 出量や浸透・涵養量の変化につい て適切に調査、予測及び評価を行 い、その結果を踏まえ、水象への 影響を回避又は極力低減すること とします。回避又は低減だけでは 十分に影響が緩和できない場合に は、水象に関する代償措置を検討 することとします。
	21 法面等施工後に行う緑化によって、どの 程度の浸透機能が見込まれるのか、排水処 理計画全体の中で明確にすること。また、 緑化計画について具体を示す図面等を提 示すること。	ご指摘の内容については、詳細 検討の結果を踏まえ、準備書に示 します。

表4.2-3(6) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

	4. 2−3 (0)	民人の心光と事業者の光牌
方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
水象 (つづき)	22 供用段階の環境保全の方針として「必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる (p147)」とあるが、河川の流量変化に対して追加的な措置を具体的に提示する こと。	ご指摘の内容については、水象に関する調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、準備書に示します。
地形・地質	23 A・B・Cそれぞれの案を採用した場合の、伐採や地形改変計画について具体を提示し、それによって水象や地形・地質へ名影響について提示すること。特にA案は、山体を切り崩すことを想定しており、水象・地形・地質に大きな影響を及ぼすことが予測される。	配慮書では事業計画の複数案を本地質が出版書では事業計画の複数を変におけるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
	24 本事業による地形・地質への影響評価として、B・C案ともに「土地の改変や安定性への影響は概ね低減できる(p162)」とあるが、概ね低減できるとしている根拠は何か。また、「事業者として可能な範囲で地形・地質への影響を回避・低減する(p162)」とあるが、回避・低減のため必要な措置を講じること。	配慮書におけるB・C案において「土地の安としたのとしたのは、いる」というできる」とが残置されるしたが残面東部の山体が残面を地できるといる。 一大が減少し、影響計画ととは、大大なでは、大大なでは、がは、できるとができる。 一大が減少しでができる。 一大が減少しでは、できるとと、大きないでは、大きなができる。 一大きなが、大きなができる。 一大きなが、大きなができる。 一大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、
	25 事業実施想定区域内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を抱えているため、警戒エリアのみならず、当該エリアよりも標高の高い位置における森林の伐採やパネルの設置等による変化を十分評価し、具体的な方策を示す中で影響(土砂災害、土石流災害等)を回避すること。	古 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	26 「土砂災害特別計画区域(土石流)及び 土砂災害警戒区域(土石流)及びその周辺 の改変を避ける(p161)」とあるが、区 域と計画地の位置関係を示す図面を提示 すること。	土砂災害特別警戒区域及び土砂 災害警戒区域と計画地の位置関係 を示す図面を方法書に示しまし た。

表4.2-3(7) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書	4.2 5(1) 配慮音に対する関係中央(佐入中	
区分	佐久市長の意見	事業者の見解
地形・地質 (つづき)	27 「架台の高さ、パネル設置角度等の工夫により、地形改変量が最小になるよう計画する (p161)」とあるが、設置の具体とそれに伴う土量計算書を提示すること。	ご指摘の内容については、詳細検討の結果を踏まえ、準備書に示します。
	28 現地調査の実施計画(時期・方法等)について提示すること。また、現地調査の結果が予測と大幅に異なる場合はどのように対応するか説明すること。加えて「現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の適用を検討し、地形・地質への影響が回避・低減されるよう考慮する(p163)」とあるが、必要な措置を講じること。	地形・地調ででは、
	29 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合に検討する代替措置について、急傾斜地に対する代替措置のみ挙げられているが、土壌改変に伴う代替措置についても検討し、提示すること。	今後、太陽光パネルの配置等の 詳細検討にあたっては、土地の安 定性について適切に調査、予測及 び評価を行い、その結果を踏まえ、 土地の安定性への影響を回避又は 極力低減することとします。回避 又は低減だけでは十分に影響が緩 和できない場合には、地形・地質 に関する代償措置を検討すること とします。
	30 事業実施によって土地の改変が地形・地質・土壌に及ぼす影響と、それが土地の安定性にどのような変化をもたらすのか提示すること。また、「切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内で収まるように検討する(p163)」とあるが、計画地内で収めること。	ご指摘の内容については、地 形・地質に関する調査、予測及び 評価の結果を踏まえ、適切な環境 保全措置を検討し、準備書に示し ます。 また、造成工事においては、切 土量と盛土量を計画地内でバラン スさせ、残土を発生させない計画 とします。
	31 「造成工事等は土地の安定性等に大きな 影響を与えないよう、計画的、段階的に進 める (p163)」とあるが、具体的に説明 すること。	ご指摘の内容については、詳細検討の結果を踏まえ、準備書に示します。
	32 法面等発生後に行う緑化によって、どの程度の浸透機能が見込まれるのか、排水処理計画全体の中で明確にすること。また、緑化計画について具体を示す図面等を提示するとともに、緑化のみで法面崩壊を防止できるのか具体的に説明すること。	ご指摘の内容については、詳細 検討の結果を踏まえ、準備書に示 します。

表4.2-3(8) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

	4. 2-3 (8)	
方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
地形・地質 (つづき)	33 供用段階の環境保全の方針として「必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる(p163)」とあるが、土地の安定性に対して追加的な措置を具体的に提示すること。 34 残地森林等について、適正な森林管理計	ご指摘の内容については、地 形・地質に関する調査、予測及び 評価の結果を踏まえ、適切な環境 保全措置を検討し、準備書に示し ます。 ご指摘の内容については、詳細
	画を示すこと。	検討の結果を踏まえ、準備書に示 します。
植物・動物・生態系	35 事業実施想定区域及びその周辺区域に は、重要な動植物も生息していることか ら、方法書以降は既存文献に加え、専門家 等からの助言を踏まえ、調査・予測及び評 価を行い、適切な環境保全措置を講じるこ と。	計画地内において重要な動植物種が確認された場合には、その生息・生育に極力影響が生じないようにパネルの配置などの検討にあたっては十分に配慮するとともに、方法書以降の手続においては、必要に応じて専門家等の助言を踏まえて適切に調査、予測及び計るを行い、環境保全措置を検討することします。
	36 生物多様性の保全に努めるとともに、絶滅の恐れが高い動植物種が確認された場合は、影響を回避するために必要な措置を講じること。	生物多様性の保全に努めるとともに、計画地内において絶滅のおそれが高い動植物種が確認された場合には、その生息・生育に極力影響が生じないように影響の回避に主眼を置き、適切な措置を検討することとします。
	37 造成工事等開発に際し、外来種が侵入しないよう十分留意すること。	造成工事等に際しては、地域の 生態系に配慮した植物種を使用し た法面等の早期緑化や埋土種子を 活用した緑化を行うなど、外来種 が侵入しないよう十分に留意する こととします。
景観	38 計画地は上信越自動車道を利用する東京方面からの来訪者に対し、佐久市及びマリーであたるとともに、カラマルを中心とした森林景観と、自然と調とする、優良に、出間地の農地景観を基調とする、景観に、最近以下の対策を講じること。  ① 計画段階においては、計画地の連続する写真や映像にコンピューターグラフィックス等で作成した計画案を合成	当該地域の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
	するなどの方法により、景観への影響を、より正確に予測・評価することも同様を、環境保全措置の検討に際しても記を、なり、最低を告している。というでは、最近のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	への影響を回避又は極力低減する こととします。

表4.2-3(9) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書	4.2-3(9) 配慮者に対りる関係印長(佐久巾	
区分	佐久市長の意見	事業者の見解
触れ合い活動の場文化財	39 計画地は、妙義荒船佐久高原国定公園に 近接しており、その周辺は人と自然とが触 れ合う豊かな環境が整っていることから、 触れ合い活動の場への影響についても調 査し、評価すること。 40 計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地を含 むことから、影響を調査し、評価すること。	計画地の近隣には妙義荒船佐久 高原国定公園が存在しておりしての園に公園が存在しての場としての場としてのの大きでである。そのため、当たったとの配置等ることを通りには書いるでではいるででは、環境ははできる。 一番を検討することとの間辺には地ででは、ではまでででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
	41 p115 計画地は、次の周知の埋蔵文化財 包蔵地を含むことから、工事着工予定の60 日前までに文化財保護法第93条第1項	調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討することとします。 ご指摘の内容を踏まえ、法令等に基づく届出や協議等を進めてまいります。
	日前までに文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出が必要である。 22 茂内口遺跡 (一部) 11 鶉ヲネ北遺跡 (全範囲) 9 仙太郎遺跡 (全範囲) 1 五斗代遺跡 (全範囲) 2 東城戸平A遺跡 (全範囲) 2 東城戸平A遺跡 (全範囲) 3 木戸平B遺跡 (全範囲) 3 木戸平B遺跡 (全範囲) 3 木戸平B遺跡 (全範囲) なお、今回の事業にお工事等を行う場合でといる。となる。 調査面積も広範囲であり、1年以上の調査期間と多なる。 調査を表する。	
その他の環境要素	3.2 パネルの反射光による住民生活及び交通への影響が懸念されることから、光害について影響を調査し、評価すること。	本事業で使用する太陽光パスは反射光を抑制する素材としたを抑制する素材と光光したを抑制するののある光になれた凹凸のある光にであるが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を使用するが、大力を表現した。というない、大力を表現を表現を表現した。というない、大力を表現を表現した。というない、大力を表現を表現している。

表4.2-3(10) 配慮書に対する関係市長(佐久市長)の意見と事業者の見解

方法書 区分	佐久市長の意見	事業者の見解
その他	43 事業の実施にあたり、地域との合意形成はもちろんのこと、事前説明会等で近隣住民、近隣土地所有者、地元区等関係者と十分に協議を行い、地元意見を尊重し進めること。また、トラブル等が生じた場合は、事業者の責任において対応すること。  44 事業にあたり取得する土地について、発電事業終了後の利用方針を明示すること。	東流には、上分し 事業合説有法を を事かの、者を を事がは、上分し あも近区地す。 を事がはで元、ま、性の、名を を事がはで元、ま、性の、の、者を を事がない。 を事がない。 を事がない。 を事がない。 を事がない。 を事がない。 を事がいた。 を事がいた。 を事がいた。 を事がいた。 を事がいた。 を事がいた。 を事がいた。 をををををでいた。 をのでに、ま、、で、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	45 方法書以降においては、配慮書で提示した複数案の絞込みの経過や見直しをした点について丁寧に、かつ分かりやすく記載すること。	ご指摘の内容については、方法 書に示しました。

### 3 方法書(再実施前)手続の概要

方法書(再実施前)の手続の概要は、表4.3-1に示すとおりである。なお、方法書 (再実施前)に対する住民等(環境の保全の見地からの意見を有する者)からの意見 の件数は3件であった。

表4.3-1 方法書(再実施前)の手続の概要

項目	内 容
公 告 日	平成29年11月1日(水)
縦 覧 期 間	平成29年11月1日(水)~11月月30日(木)
縦 覧 場 所	長野県環境部環境政策課、長野県佐久地域振興局環境課、
	佐久市環境部環境政策課
意 見 募 集 期 間	平成29年11月1日(水)~12月14日(木)
意 見 提 出 先	株式会社そら'w
意見書の提出件数	3件(17項目)
技 術 委 員 会	平成29年11月16日(木)、平成29年12月14日(木)、
	平成30年1月17日(水)
佐 久 市 長 意 見	平成30年1月10日(水)
長野県知事意見	平成30年3月20日(火)

### 4 方法書(再実施前)に対する知事、住民等の意見及び事業者の見解

方法書(再実施前)に対する住民等の意見、長野県知事の意見等と事業者の見解は、 以下に示すとおりである。

なお、以下に示す方法書(再実施前)に対する住民等の意見、関係市長(佐久市長)の意見等と事業者の見解については、平成30年1月17日(水)に開催された平成29年度第9回技術委員会において事業者の見解案を示しているが、その後、令和元年11月に本事業の事業者が、「株式会社そら'w」から「合同会社FSPS八風」へと変更となったため、事業者の見解案に示した方針は踏襲しながら、本事業の進捗に伴い一部加筆修正して取り纏めている。

#### 4.1 住民等の意見と事業者の見解

方法書 (再実施前) に対する住民等の意見と事業者の見解は、表4.4-1(1)~(6) に示すとおりである。

表4.4-1(1) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

	スティー(1) 万仏首(春天旭前)に対する正氏寺の志光と学术者の光所		
No.	方法書 区分	意見の内容	事業者の見解
1	事業計	「みどりのがよりのがよりのがよりのがよい、 「の観点 佐久はたびは、 になりないでは、 になりないでは、 になりないでは、 になりないでは、 にないないないでは、 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	本害や土砂崩れなどの 家念に等を 大力の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
2	植動生生物、、系	で生物では、 で生物では、 でましているととでいる。 でました。 でました。 でました。 でました。 でました。 でました。 でました。 をおいたがもあるに、 をおいた。 ですがいたがある。 ではないがある。 ではないではない。 をはまるが、 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	で表す。 一本・大学の生物多様は、事業者として、等では、事業のでは、では、事業のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表4.4-1(2) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

衣4. 4-1(∠) 力法書(冉美施削)l~ 刈 9 6			
	5法書 区分	意見の内容	事業者の見解
th's	<b>下</b> 業画	改事を対しているという。 では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	本事では、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、
4	<b>《</b>	<香坂では、住る南本菜の外とト行く図画部では、は、大きでは、は、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで	で懸念の事項については、現在、関係 でおきと協議を進めさせていたで、関係 でおきなと協議を進めさせる方が、今後も、現本で、今後も、現本で、今後も、現本で、のの方が、のの方がでは、のの方がでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表4.4-1(3) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

	方法書		る住民寺の忘光と事末日の元府 
No.	区分	意見の内容	事業者の見解
5	景観	<住宅地南側の事業計画地の除外について> 朝起きてカーテンを開けて静かな自 然環境ですがすがしい1日のスタート が普通の日常生活が計画書どおりに発 電パネルが設置されると東西北視界 に入ってくるのがパネル板の単管と ネルだけである。快適な生活する面が ネルだけであるので、住宅から ら支障があるので、住宅計画平面図(から も大きでがあるので、は成計画でのは から南(図1.5-4 造成計画平面図(から 土盛土計画平面図)の)B、→C、から ら南計画地区域実線までの除外を申し 立てます。	現在、関係する方々と協議させていただいていますが、太陽光パネル等の設置場所の検討にあたっては、ご指にの点を考慮して事業者として可能な限りの対応策を考慮し、ご理解をいただ後、ご意見を尊重し、ご理解をいただきながら、事業を進めてまいります。
6	水質、 水象	< その他の要望事項> 香坂の湧水の定期水位測定、水質検 査(佐久市内の公的検査機関で実施検 査表コピー両者で保存)	通称「香坂の湧水」地点での水位測 定(井戸内水位の測定)と水質測定に ついては、事業実施前のデータを把握 することを目的として、実施します。
7	事業計画	では、複数されて、では、変素に、では、複数では、複数でという。 を変素にて、では、できないという。 を含めないという。ないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないで、できないで、できないででででででででででででででででででででででで	。ン。マ環ン条」の境監対さンきと業業えこぜ設 民本念う見とす」後 ・国おいな境 28 年 10 中能 に で が ま ま は が 事 書 で と で で は が 事 書 で と 環 数 に で で し で で で で で で で で で で で で で で で で

表4.4-1(4) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

	大汗			
No.	方法書 区分	意見の内容	事業者の見解	
8	事業計	計画地の多くの場所について切り	本事業では、仮設沈砂池や調整池を設	
	画、	土、盛り土といった造成工事を行い、	け、計画地内で発生した濁り水を沈砂処	
	水質、	森林の伐採を伴う大規模な土地の改変	理してから、計画地外の水路や香坂川に	
	地形·	を行う予定となっている。計画地は香	排水する計画です。仮設沈砂池は、想定	
	地質	坂川にそそぐ支流の最上流域にあた	される降雨量や集水量等を踏まえ、適切	
		り、下流には住宅地や耕作地もある。	な数、容量が確保できるよう計画しま	
		下流への土砂災害の発生や水質の悪化	す。調整池は、「流域開発に伴う防災調	
		が懸念されることから、大規模なメガ	整池等技術基準」(平成27年改定、長野県)に共ぶた50年降声旅客の降声に対	
		ソーラーの設置は望ましくないと考え られる。本計画のメガソーラー設置に	県) に基づき 50 年降雨確率の降雨に対 応できる十分な容量を有する調整池を	
		は反対です。	かくさる「ガな谷重を有する調整他を 計画します。	
9	事業計	計画地周辺には、すでにかなり規模	以上のような措置を講じることによ	
	画、	の大きなソーラー発電施設が多数存在	り、本事業では下流側への土砂災害の発	
	水質、	している。それらのソーラー施設では	生や水質の悪化を極力防止できると考	
	地形・	樹木の伐採や伐採木の放置、工事用道	えています。	
	地質	路や排水路の設置などの様子が非常に	なお、土地造成や樹木の伐採等による	
		粗雑に行われている。また、香坂川へ	土地の安定性、香坂川等への水質(濁り	
		の濁り水の流入などがあったというこ	水等)の影響については、方法書や方法	
		とである。当該地区へのこれ以上の	書手続で頂いたご意見を踏まえ、現地調	
		ソーラー発電施設の建設は、周辺と併	査や予測評価を行い、その結果を準備書	
		せた土砂災害と水質悪化の懸念といっ	において明らかにします。	
		た面からも望ましくないと考えられ	また、地域の方々との対話の中で、ご	
		る。本計画のメガソーラー設置には反 対です。	理解をいただきながら進めてまいります。 す。	
10	景観、	計画地は関東方面から長野県へのア	計画地内の南側の上信越自動車道	
	その他	クセスで最初に、また最後に目にする	(高速道路)に隣接する箇所等には残	
	の環境	場所であり、景観面でも長野県及び佐	置森林を配置し、景観及び光害の観点	
	要素	久地域のイメージが損なわれます。八	から太陽光パネルが視認されにくいよ	
	(光	風山トンネル入口付近の森林を残すと	う配慮しました (p.11参照)。	
	害)	あるが、関東方面へ帰る際にはトンネ	準備書では高速道路等からの景観の	
		ル入り口手前の高速道路に面した耕作	変化や光害の程度を予測評価し、その	
		地は特に目につく場所であり、既設の	結果を踏まえ、環境保全措置を検討し	
		ソーラーパネルが違和感を与えていま す。計画ではここが一面ソーラーパネ	てまいります。 ここで、高速道路の景観調査は、高	
		り。計画ではここが一面ノーブーハイルになるということで、景観面で非常	速道路を自動車で走行しながらビデオ	
		に問題があります。また、高速道路を	撮影を行います。方法書 p. 263 では 2	
		走行する車の運転手や乗員への光害も 走行する車の運転手や乗員への光害も	地点を示しましたが、この地点に拘ら	
		心配されます。これらのことからも当	ず、準備書では影響が大きくなると想	
		該地域へのメガソーラーの設置は望ま	定される地点においてフォトモンター	
		しくないと考えられ、反対です。	ジュを作成し、予測評価を行います。	
11	水質	水質の調査地点は計画地内に1か所	水質の河川・水路における現地調査	
		しかない。複数必要と考えられる。	地点については、計画地から香坂川に	
			流入するまでの間に集落があることを	
			踏まえ、事業による影響を的確に把握 するため、計画地内もしくは計画地近	
			9 るため、計画地内もしては計画地丘   傍にも調査地点を追加しました (p. 235	
			の図 3.3.5-1: No.4,5 の上流側に、No.7	
			~9 を追加しました)。	

表4.4-1(5) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

No.	方法書 区分	意見の内容	事業者の見解
12	事業計画	20年で発電事業を終了し植林などにより山林に戻す予定とのことだが、配慮書の住民意見への事業者見解では社会情勢などによっては事業継続の場合も考えられるとしている。いずれにしても発電事業期間終了後の借地、取得地への植林及びその手入れについては「予定」ではなく、資金、手法、人員といった面で誰がどのように責任を持って行うのか、明示するべきである。	現時点では、再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) の活用による 20 年間の発電事業を行った後の社会情勢等を見通せない状況がございますが、事業者としては、制度活用終了後も地域・地権者との合意などの条件が整えば発電事業を継続する予定です。 ご指摘の発電期間終了後の対応については、地域・地権者にご理解をいただきながら、事業者が責任を持って行ってまいります。(発電所終了後の対応については、「第1章 事業計画の概要 5 事業の内容 5.5 事業の実施方法 (8) 発電所廃止後の撤去及び処分」(p. 32 参照)に記載しました。)
13	動物	鳥類、コウモリ類など飛翔する種は 移動性が高いため、事業の影響の程度 を知るためにはより広い調査範囲(一 日あるいは一晩の飛翔距離から考慮し て少なくとも計画地の周辺2Km以上の 範囲)とする必要がある。	では、 で表明では、 で表別では、 で表別では、 で表別では、 で表別では、 で表別では、 で表別では、 であいいは、 でのないでは、 ののないでは、 ののではは、 ののではは、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののででははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののでははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ののででははが、 ではばれては、 ののでででは、 ののでででは、 ののでででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででいるで、 でででいるで、 ででいるで、 ででいるで、 でででいるで、 ででででいるで、 でででいるで、 ででででいるで、 でででででででででいるで、 ででででででででででいるでででででででででででででででででででででででででで

表4.4-1(6) 方法書(再実施前)に対する住民等の意見と事業者の見解

	方法書		
No.	区分	意見の内容	事業者の見解
14	動物	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	では、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
15	動物	計画地ではムササビやフクロウが生息しているため、樹洞を利用する種およびねぐら資源としての樹洞そのものの存在についても留意して調査するべきである。	ご指摘の点に留意して調査を行って まいります。
16	動物	計画地付近ではヨタカ(環境省準絶滅危惧、長野県レッドデータ絶滅危惧 Ⅲ類)の生息情報があるため、留意して調査するべきである。	ご指摘の点に留意して調査を行ってまいります。
17	動物	計画地付近では周波数 20kHz 帯のコウモリ類が飛翔しているため、ヤマコウモリ(環境省絶滅危惧 II 類、長野県絶滅危惧 II 類)、ヒナコウモリ(長野県絶滅危惧 I B 類)、クビワコウモリ(環境省絶滅危惧 II 類、長野県絶滅危惧 I B 類) に留意して調査するべきである。	ご指摘の点に留意して調査を行って まいります。

### 4.2 知事の意見と事業者の見解

方法書(再実施前)に対する知事の意見と事業者の見解は、表4.4-2(1)~(6)に示すとおりである。

表4.4-2(1) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

	_L, \/ I		<del> </del>
No.	方法書 区分	知事の意見	事業者の見解
	全般	事業を返域は、遺がで清浄ない。とのでは、遺がで清浄ないで、は、遺がで清浄ない。というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで、	理 全的)をおめる。域残をにヶ画地設再り面)的もよ再)。 環のたり、に当め討てに計は表面の名。域残をにヶ画地設再り面)的名と流引とした。 お話に は で書地源体し が と 本画の名 と 流計とし が と 大き と からむ除 計はお と し が と な と か と が と が と な と が と が と が と が と が と が と が

表4.4-2(2) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	方法書 区分	知事の意見	事業者の見解	
2	全般	事業実施区域内に存在する住居における生活環境等への影響について、当該影響が的確に把握できる地点で調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ事業計画の見直しを検討すること。	現在、計画地内の南西部の道路脇に住居が1軒あり、居住している方がいますが、太陽光発電所の建設には既に賛同いただいています。居住を継続するかも含め、今後の対応について現在対話をさせていただいているところです。こうした状況を踏まえ、現時点では当該住居における生活環境への影響について調査、予測及び評価を行うこととしました。(p. 222-223、225-226、230-231、272-273参照)。	
3		事業実施区域周辺には、既設の太陽光 発電所が複数存在しており、本事業との 複合的な環境影響が想定されるため、 設発電所や他事業者による今後の設置計 画の有無等について、引き続き情報収も に努めること。また、それらの影響を はに努めること。また、それらの影響を めた複合的・累積的な環境影響に留うこ と。	「はじめに(方法書再実施の経 緯)」に記載しておりますように、 計画地に隣接する2ヶ所の既設発 電所約3.6 haを計画地に含め、環 影響評価を行うこととしました。 また、既設発電所や他事業者によ る今後の設置計画の有無等につい ても情報収集に努めます。 準備書においては、それらの影響 も含めた複合的・累積的な環境影響 に留意して、適切に調査、予測及び 評価を行います。	
4		計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果を、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)において記載すること。	配慮書、方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果は、準備書に記載してまいります。	
5	全般	環境影響評価の実施に当たっては、住 民及び佐久市から寄せられた意見等に十 分配慮するとともに、条例で定める手続 以外にも説明会を開催するなど積極的な 情報公開に努め、住民への説明を十分に 行うこと。	事業計画の検欠のでは、はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	

表4.4-2(3) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	方法書区分	知事の意見	事業者の見解
6	事業計画	盛土の安定性や表面浸食に対す	盛土の安定性や表面浸食に対す
		る安全性について、現地調査やシ	る安全性について、現地調査やシ
		ミュレーションの結果を分かりや	ミュレーションの結果を分かりや
		すい資料で示すこと。	すい資料で示してまいります。
7		事業実施区域内の流量のある沢	方法書(再実施前)における本事
		筋周辺には貴重な動植物の生息等	業の計画地(約66ha)から、計画地
		が想定されるため、中央の沢筋以外	西側の水源地上流域を含む流量の
		の沢筋周辺についても保全を図る	ある沢筋一体の約15haを除外する
		こと。	こととしました。その他、計画地内
			を流下する流量のある沢筋は存置
			する計画としています。
			なお、前述のとおり水源地上流域
			約15haを除外したことに伴い、残置 森林面積及びパネル設置面積を補
			緑林面積及びハイル設置面積を桶   うため、計画地の北東及び南東に位
			プため、計画地の北東及の開東に位     置する既設の太陽光発電所(2ヶ
			直りる気設の太陽九光電所(2ヶ    所)の周辺部約5.4haを新たに計画
			地に追加しました。
8		木くずチップの敷き均しについ	発生木によるチップの敷き均し
		ては、その有無により生じる影響を	については、その有無により生じる
		比較し、実施するかどうか検討した	影響を比較し、実施するかどうか検
		結果を準備書において示すこと。ま	討した結果を準備書において示し
		た、木くずチップを敷き均す場合に	ます。また、発生木によるチップを
		は、関連する予測評価項目において	敷き均す場合には、関連する予測評
		その影響を予測評価結果に反映す	価項目において、その影響を予測評
		ること。	価結果に反映してまいります。
9		準備書において、事業終了後の太	発電所終了後の対応については、
		陽光パネルの処理方法、調整池の管理が発見に係る計画を	「第1章 事業計画の概要 5
		理、植林等の原状復帰に係る計画を	事業の内容 5.5 事業の実施方法
		できる限り詳細に記載すること。	(8) 発電所廃止後の撤去及び処
			分」(p.32 参照) に記載しました。 なお、現時点では、制度活用終了
			後も地域・地権者との合意などの条
			体も地域・地権有との自急などの未   件が整えば発電事業は継続し、発電
			した電気は中部電力株式会社に販
			売する予定です。
L	l .		7 1 0 1 N C 7 1 0

表4.4-2(4) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

NT -	<b> </b>		
No.	方法書区分	知事の意見	事業者の見解
10	騒音、振動、 低周波音	騒音、振動、低周波音の予測結果 について、事業実施区域周辺の住宅 や公共施設を明示した図面を使用 し、コンターを活用して分かりやす くっですことにより、地域住民の安心 の確保に努めること。	騒音、振動、低周波音の予測結果について、事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、コンターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めてまいります。
11		パワーコンディショナーの配置 の検討に当たっては、住居側を避け るとともに、太陽光パネルを遮音壁 にするなど騒音等の影響が低減す るよう努めること。	パワーコンディショナの設置位 置については、ご指摘を踏まえて今 後検討し、準備書で示してまいります。
12	水質、水象	事業実施区域からの排水が香坂川に流入するまでの間に集落が存在することを踏まえ、事業による影響を的確に把握するため、事業実施区域近傍に水質及び水象の調査地点を追加すること。	水質・水象の河川・水路における 現地調査地点については、計画地から香坂川に流入するまでの間に集 落があることを踏まえ、事業による 影響を的確に把握するため、計画地 内もしくは計画地近傍にも調査地 点を追加しました(p.235の 図3.3.5-1:No.4,5の上流側に、No.7 ~9を追加しました)。
13	水質、水象	水象に係る予測評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺が地下水資源の涵養域になっていることを十分に考慮し、地下水の涵養源や湧水の湧出機構の解明のための調査範囲及び調査地点を適切に設定すること。	水象に係る予測評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺が地下水資源の涵養域になっていることを十分に考慮し、行ってまいります。 水象に係る調査範囲及び調査地点は、p. 239, 240 の図 3. 3. 6-1, 2 に示すとおりです。
14		地下水の影響範囲については、地 形的な集水域と地質的な集水界が 異なることに留意し、文献や地質調 査等の結果に基づき検討すること。	地下水の影響範囲については、地 形的な集水域と地質的な集水界が 異なることに留意し、文献や地質調 査等の結果に基づき検討してまい ります。
15		事業実施区域内に地下水位を観測する井戸を設置し、渇水期う場別できるよう連続できるようであるようであるとして利用できるようでの比較的安定した日においで水位の比較である。	計画地下流側に観測井を2箇所設置し、渇水期、豊水期のデータを収集できるよう連続観測を行います (観測井の位置は、p.240の図3.3.6-2参照)。また、一斉観測データとして利用できるよう、天候の比較的安定した日において一日以内に全ての調査地点(上記の観測井及びp.239の図3.3.6-1に示す既存井戸の水位調査地点(a~h)において地下水位測定を行います。
16	土壌汚染	過去には重金属等の含まれる農薬が使用された時期もあるため、事業計画地に多数存在する耕作放棄との地歴を丁寧に調べること。地である。 地の地歴を丁寧に調べること。地である。 できない場合には、は できない場合には点と で選定すること。	計画地に存在する耕作放棄地の 地歴を調べた上で、当該履歴に応じ た地点を選定し、土壌汚染の調査を 行います。調査結果は準備書に示し ます。
17		太陽光パネルの交換・廃棄による 土壌への影響について、適切に調 査、予測及び評価を行うこと。	太陽光パネルの交換・廃棄による 土壌への影響について、適切に調 査、予測及び評価を行ってまいりま す。

表4.4-2(5) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	<b>表</b> 4. 4-2 方法書区分	(3) 万法書(冉美施削)に対する*   知事の意見	事業者の見解
18	植物、動物、	和事の息兄 植物相及び植生については、事業	事業者の兄牌 植物相及び植生については、ご指
10	生態系	実施区域が日本の中でどのような 位置付けにあるかわかるよう、植生 学、植物社会学及び植物地理学の観 点から地域の特徴をわかりやすく 説明すること。生態系については、 それらの特徴を踏まえて、環境類型 区分ごとに位置付けを説明すること。	福物相及の福生に り、ては、こ間
19		事業実施区域全域でセンサーカメラの設置や踏査を行い哺乳類の現在の移動経路を的確に把握した上で、事業計画地を囲うフェンスの設置計画を策定するとともび、フェンスの設置に係る動物及び生態系への影響を適切に予測評価し、を検討すること。	計画地全域での哺乳類の現在の移動状況を的確に把握や踏を含を指した。その設置計画を策をといるの設置計画を策に係る動物では、フェンスの設置に係る動物を生態系への影響を適切に環境保証し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討してまいります。
20		既存文献により事業実施区域周辺での生息が確認されているアカセセリの食草はヒカゲスゲのみであるため、ラインセンサスルートに加え、植物調査においてヒカゲスゲが確認された地点についても調査を行うこと。	ご指摘を踏まえ、調査を行ってまいります。
21		小型哺乳類を対象とした巣箱調査については、森林伐採の影響が大きい伐採箇所の中央部にも調査地点を追加すること。	小型哺乳類を対象とした巣箱調査については、森林伐採箇所の中央部にも調査地点を追加しました(p.253の図3.3.10-1参照)。
22		事業実施区域周辺では、フクロウ、ヨタカ、20kHz 帯のコウモリ類等の生息情報があるため、これらの種に留意するとともに、その特性に応じた調査を行うこと。	計画地周辺では、フクロウ、ヨタカ、20kHz 帯のコウモリ類等の生息情報に留意し、その特性に応じた調査を行ってまいります。
23		本事業において、広大な森林の半分が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行うこと。	本事業において、広大な森林の半分が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行ってまいります。
24		生態系の環境類型区分ごとに調査地点を設定するとともに、それぞれ上位性・典型性・特殊性の観点から具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	方法書の段階では「第2章 地域の概況 3 自然的状況 3.4 動植物の状況 3.4 動植物の状況 (p.172~178 参照)において既存資料の整理を行っる生態系の構成(環境区分)としており、計画地及び境区分)として踏まれた。地では、動物等の状況をイプ、山地森林タイプ、浜畔林・水辺タをとりまとめています。既存資料に基づく環境区分において、現地調査は網羅的調査結果等した。現地調査は、動植物の現地の環境区分を検討し、環境区分を検討し、環境区分を検討し、環境区分を検討し、環境区分をに影響の予測評価を行ってまいります。

表4.4-2(6) 方法書(再実施前)に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	準備書区分	知事の意見	事業者の見解
25	景観、光害	長野県の玄関口である上信越自動車道の利用者、地域住民や展望地など主要な眺望点の利用者に対し、景観及び光害の観点から大きな影響を与えることが想定されるため、残地森林の配置、太陽光パネルの設置方向や色彩等について再検討すること。	計画地内の南側の上信越自動車 道(高速道路)に隣接する箇所等には残置森林を配置し、景観及び光さの観点かよう配慮した(p. 11参照)。 準備書ではまりました(p. 11参照)。 準備書では高速道路等か別によりの景値といよう配慮を発表を発力によりの景値となる。 世帯を検討し、高速道路を手環境保全措置を検討し、高速道路を見ます。 にではいます。 にでおりいます。 にではいるでではいるではいる。 でが大きないののでは、高速道路を表す。 にではいるでは、自動ではいるとでは、高速道路をを示します。 にでは、高速道路を表示しままが、といるには、大きないます。 になるといるでは、といるには、といるといるには、といるといるには、は、といるには、といるには、といるには、といるには、は、といるには、は、といるには、は、といるには、は、といるには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
26		本事業は大規模な森林伐採や土地造成を伴う事業であるとともに工事期間が2年半に渡るため、景観に係る工事中の影響について適切に予測評価すること。	工事中の景観についても追加選定し、造成等による景観の影響を予測評価してまいります。 なお、本事業では環境保全上の配慮として、太陽光ポール田積(約31ha)を方法書(再実施前)時点の面積(約36ha)よりも約5ha縮小し、この結果伐採面積も縮小し、この結果伐採面積も縮小し、さらに、造成による切土量(130,000m³)を方法書(再実施前)時点の切土量(377,000m³)の1/2以下としています。こうした配慮を踏まえ工事計画を再検討した結果、よりも短縮し2年間としています。

### 4.3 関係市長の意見と事業者の見解

方法書 (再実施前) に対する関係市長 (佐久市長) の意見と事業者の見解は、表4.4-3 (1)  $\sim$  (6) に示すとおりである。

表4.4-3(1) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

			月支(佐久川支)からの息兄及び事業者の兄附
No.	項目	意見	事業者の見解
1	第1章【事業計画 の概要】 P4 5 事業陽子 5.1 次 3 表に関する 5.1 次 3 は 5 は 5 は 5 は 5 は 6 は 7 は 7 は 8 は 8 は 9	災害は未然に防ぐさとを責務としてあるが、想定外の災害により追路、河川等に影響を与った。	が原因で道路、河川等に影響を与えた場 首 合には、佐久市や地域住民等に報告する とともに、関係機関と協議・調整を図り
2	第1章【事業計画 の概要】 P5 5 事業の内容 5.1 太陽光発電所 建設に関する基本 方針 (3) 地域との合意 形成	本事業により災害の 災害を 発生、ないの を持たい。 を持たい。 を持たい。 を対しているが、 にはしているが、 にはしているが、 にはしているが、 にはしているが、 にはしているが、 にはいるが、 にないるが、 にないるが、 にない。 にないるが、 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないないない。 にないないないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	ご指摘の点に関しては、計画地の周辺 で生活する住民の方々の関心が高いことは理解しております。 本事業による環境への影響について は、方法書や方法書手続で頂いたご意見 を踏まえ、現地調査や予測評価、環境保 全措置の検討を行い、準備書の内容について らかにします。また、準備書の内容について に、条例で定める手 には、外にも説明会開催や文書配布等によ の積極的な情報公開に努め、地域住民へ
3	第1章【事業計画 の概要】 P7~9 図 1.5-1 計画地 位置図 (広域) 図 1.5-2 計画地 位置図 (周辺) 写真 1.5-1 計画 地位置図 (空中写 真)	事業にで域が、関連を表しているが、関系を生物では、事業になるが、関系を生物では、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、事に、	画 貸借契約を締結し、事業を実施する予定です。なお、計画地西側の約 12km 地点にある電力会社の鉄塔付近に設置する連系開閉設備用の土地は土地売買契約を締結し、取得済みです。

表4.4-3(2) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

		(円大旭削/ ICM 9 の関係中)	
No.	項目	意見	事業者の見解
4	第1章【事業計画	「発電事業終了後は、	山林に戻った後の土地の所有に関して
	の概要】	太陽光パネル等を撤去	は、賃貸借契約を締結した土地は返還し、
	P 10	した後、地域性樹種を用	土地売買契約で取得した土地は、そのま
	5.4 事業の実施予	いて植林し、山林に戻	ま事業者にて保有を継続する予定です。
	定期間	す」とあるが、山林に	ただし、土地に関しては、FIT 終了後及
		戻った後の土地の所有	び発電事業終了後のことも考え、でき得
		について、事業者がその	る限り賃貸借ではなく取得する方向で考
		まま所有し続けるのか、	えています。
		それとも新たに土地売	また、山林の整備は地元の専門業者に
		買契約を締結するのか	委託して実施する予定です。
		を示されたい。また、山	
		林の整備を誰が行うの	
		かも併せて示されたい。	
5	第1章【事業計画	発電終了後、太陽光パ	FIT 終了後も地域との合意が得られれ
	の概要】	ネルは撤去とあるが、地	ば、発電を継続する予定ですが、条件が
	P 16	下埋設される送電線の	整わず発電事業を終了する場合、地下に
	表 1.5-4 主要施	発電事業終了後の扱い	埋設する送電線の取扱いについては、関
	設の接続イメージ	についても示されたい。	係各所と協議してまいります。
6	第1章【事業計画	ソーラーパネル架台	架台の杭は、約 1.5~3 mの貫入深さ
	の概要】	の杭は「約1.5mの貫	を基準として、地盤調査の結果、地盤・
	P 18	入深さを基準として」と	地質の状況、地形の傾斜、盛土の状況等
	5.5 事業の実施方	あるが、地盤は一律でな	を考慮して、突風等による飛散が無いよ
	3.5 事業の実施力     法	く、突風等により、飛散	うに構造計算を行い設置します。
	(5) 施設計画	することのないよう、架	架台の材質については、高耐食性の
	(3) 施設計画   ② 主要施設の概	台固定方法の検討が必	米古の材質については、同間良任の   めっきを施した鋼製の素材を使用する予
	要を開ルパラル	要である。	定であり、20年間の使用に耐えうる設計
	ア太陽光パネル	架台の劣化や金属腐	を行います。また、電気設備に関する技
	及びその架台	食することのないよう、	術基準を定める省令において規定されて
		架台の材質等を明示す	いる技術要件を満たし、保安水準が達成
	<b>然,</b>	る必要がある。	できる架台を使用します。
7	第1章【事業計画	県道138号香坂中込線	今後、伐採木や資機材等の搬出入に係
	の概要】	先の市道について、工事	る工事用車両の運行計画を詳細に検討し
	P 23	用車両等の通行により、	ます。県道 138 号香坂中込線先の市道に
	(7) 工事計画	道路の構造や交通状況	ついては、道路構造や交通状況への影響
	③ 工事用車両の	に影響があるか調査し、	を調査し、影響がある場合は対策を検討
	走行計画	影響ある場合は対策を	します。その内容については、準備書に
		示されたい。	おいて明らかにします。
8	第1章【事業計画	当該地域は、高速道路	計画地内の南側の上信越自動車道(高
	の概要】	における首都圏からの	速道路)に隣接する箇所等には残置森林
		玄関口であり、当市さら	を配置し、景観の観点から太陽光パネル
		には長野県を印象付け	が視認されにくいよう配慮しました
		る重要な場所であるこ	(p.11参照)。
		とを十分認識し、イメー	準備書では高速道路等からの景観の変
		ジを低下させることの	化を予測評価し、その結果を踏まえ、環
		ないよう計画すること。	境保全措置を検討してまいります。
9	第1章【事業計画	計画が大規模である	ここで、高速道路の景観調査は、高速
	の概要】	ことから、上信越自動車	道路を自動車で走行しながらビデオ撮影
		道を走行する車両から	を行います。方法書 p.253 では2地点を
		の眺望を重要な景観資	示しましたが、この地点に拘らず、準備
		源と捉え、周辺環境との	書では影響が大きくなると想定される地
		調和に十分配慮し、パネ	点においてフォトモンタージュを作成
		ルが見えることが無い	し、予測評価を行います。
		よう必要な措置を講じ	
		ること。	
L			1

表4.4-3(3) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

No.	項目	意 見	事業者の見解
10	第1章【事業計画の概要】	送電のため県道138号 香坂中込線等に地下埋 設するにあたっては、周 辺住民の生活道路であ ることから、工事による 影響が最小限となるよ う計画すること。	送電線の地下敷設工事にあたっては、 事前に道路管理者等関係機関と協議を行い、工事に道路管理者等関係機関境へのといるといる。 以上分配慮します。 以上分配慮します。 以上のでは、 は、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは がでするように がでするように がでするように がですると がでし、 がでしたが を行う計画でするただし、 がでした がでした がでした がでした がでした がの がの がした がの がの がの がした がの がの がの がした がの がした がの がした がの がした がの がした がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい
11	<b>第9 李【地域办</b> 抓汩】	丁 東 古 <b>石</b> <i>弘</i> <b>冯</b> 兴 吹 <i>t</i> ,	行帯には最大限配慮する計画です。警備 員については、基本的に3人を配置する が、歩道や交差点がある場合などは、状 況に応じて増員する計画です。また、当 該工事にあたっては、工事着手前に近隣 住民に工事内容等を周知するとともに、 必要に応じて説明会を行うこととしま す。
11	第2章【地域の概況】 P34 2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況 (2) 学校及び幼稚園等	工事車両が通学路を 走行するおそれがある ため、児童等の通学の安 全に配慮されたい。	計画地西側の市街地付近には小中学校 (佐久市立東小学校、東中学校等)があ り、工事用車両の主要な走行経路はこれ らの小中学校の通学区に含まれているた め、工事用車両の走行時間は、小中学校 の登下校時間帯に配慮して9時から15 時を計画しています。また、工事用車両 の運転者に対しては、登下校する児童等 の安全に十分注意して運転するよう指導 を徹底します。
12	第2章【地域の概 況】 P35 表2.2-12 計画地及びその周 辺の水源状況	計画地北側の湧水が水源となり、取水した水が東地配水池(香坂東地簡易水道)を経て東地地区(192人)に給水されているが、湧水が影響を受けた場合の代替措置が明記されていない。	左記の意見等、地域住民の要望等を踏まえ、本事業では、方法書(再実施前)における本事業の計画地(約 66ha)から、計画地西側の水源地上流域約 15ha を除外することとしました(p.7参照)。
13	第2章【地域の概 況】 P69 ⑧ 水資源保全地 域	東地水源(湧水)は、 東地配水池(香坂東地簡 易水道)を経て東地地区 (192 人)に給水されて いるが、今後水資源保全 地域に指定された場合 の問題点を示されたい。	本事業では、住民意見や左記意見等も 踏まえ、方法書(再実施前)における本 事業の計画地(約 66ha)から、計画地西 側の水源地上流域約 15ha を除外するこ ととしました(p.7参照)。 前述のとおり水源地に配慮した計画を 策定したところですが、その後、東地水 源(湧水)については、令和2年4月16 日に取水地点及び集水区域のの保 (6.61ha)が「長野県豊かな水資源の保 全に関する条例」に基づく水資源保全地 に指定されています(p.88~89参照)。

表4.4-3(4) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

No.	項目	意見	事業者の見解
14	第3章【環境影響 評価の項目並びに 調査、 予測及び評価の 手法】 P163、164、168 2.6 水質 2.7 水象 2.10 地形・地質	水象、水象、火寒で 質に関しては、災害やに関して活に密接に関したが、重点化の生活に変換でである。 係するなど、重に細ながであるなど、 でするなど、 でするなど、 でするなど、 でである。	水質、大変を 水質に関係する。 水ののしてる。 本ののしてる。 本ののしてででは、 を住分にでは、 を住分にでのは、 を主てでは、 を主てでは、 を主でのは、 を主でのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのは、 を主にでのが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、
15	第3章【環境影響 評価の項目並びに 調査、 予測及び評価の 手法】 P163 2.6 水質 表3.2-6(1) 水質:工事による 影響	土地造成により地表 成にしたといい。 地で、 大の代類にはいい。 大のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	根本の代報では、 一大の代報では、 一大の代報では、 一大の代報では、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大のののでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大のでは、 一大ののでは、 一大のでは、 一大ののでは、 一大のでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大ののでは、 一大ののででは、 一大ののでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでのでは、 一大のでいるが、 一ているが、 一でいる
16	第3章【環境を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	樹木の伐採に伴い、樹木が本来持つ浄化効果が弱くなることにより、水質や土壌への影響素さられるが、環境要素に加えるべきではないか。	樹木の代経は、 一大の代経は、 一大の代経は、 一大の代経には、 一大の代格には、 一大の代格には、 一大でで、 一大ののの代表には、 一大のののが、 一大のののが、 一大のののが、 一大のののが、 にに、 では、 一大のののが、 にに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

表4.4-3(5) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

No.	項目	意    見	事業者の見解
17	第3章【環境影響 評価の項目並びに 調査、 予測及び評価の 手法】 P166 2.8 土壌汚染 表3.2-8(2) 土壌汚染:存在・ 供用による影響	災害により、含有物を表し、含有物を表し、とのではなり、土壌の流出により、が考えたが、ではないが、ではないか。	たパ 太陽光パネルは、通常の利用では破損 物質 しないような十分な強度を持った製品を が汚 使用します。このため、太陽光パネルの たら 破損による土壌への影響については、環
18	第3章【環境影響 評価の項目並びに 調査、 予測及び評価の 手法】 P168 2.1 0地形・地質 表3.2-10 (1) 地形・地質:工事 による影響 表3.2-10 (2) 地形・地質:存 表3.2-10	太陽光パネルの記により、法面全体の実性が懸念される。地震暴生を発生を発生を受ける。の法では、一人の記述を表して、一人のには、一人のには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	受置 今後、法面等の詳細検討は、災害の防 定定 止や水害の防止等を目的として規定され 長・ ている「森林法に基づく林地開発許可」 面に の基準に基づき行うとともに、ご指摘の い 点にも留意しながら、法面等の安定性に
19	第3章【環境影響 評価の項目並びに 調査、 予測及び評価の 手法】 P173 2.14景観 表3.2-14 (2) 景観:存在・供用 による影響	「太陽光パネル等人を軽乗」の機要を表して、ないで、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	最観 たっては、景観に対して影響が生じないように色やデザイン等が変更にならないように行ってまいります。なお、存在・ 世時 (発電事業中)において、太陽光 デザ パネル等に不具合等が確認された際には、基本的に交換を行うことになります。 は、基本的に交換を行うことになります。 は、基本的に交換を行うことになります。 は、なることはありません。

表4.4-3(6) 方法書(再実施前)に対する関係市長(佐久市長)からの意見及び事業者の見解

No.	項目	意	見	事業者の見解
20	第3章【環境影響		速道路調査	高速道路の景観調査は、高速道路を自
	評価の項目並びに		気ではなく区	動車で走行しながらビデオ撮影を行いま
	調査、		置付け、調	す。方法書 p. 263 では 2 地点を示しまし
	予測及び評価の		うこと。(例	たが、この地点に拘らず、準備書では影響がよれるという。
	手法】 P 2 2 0		100m毎に調 るなど、区間	響が大きくなると想定される地点におい   てフォトモンタージュを作成し、予測評
	3.12景観		のなど、区間 的確に調査	Cフォトモンターシュを作成し、「側許   価を行います。
	表 3 . 3 - 1 2 -		た、上記の区	   間で打たさる。
	3	,	「八風山トン	
	現地調査地点(主		「閼伽流山ト	
	要な眺望景観)		でとするべ	
		き。	, -	
21	【その他】	工事期間口	中は、工事目	工事着手前には説明会を行い、地域の
			間、発電事業	方に左記の事項や工事の内容等を十分に
			事業者の連絡	説明します。
		上 先、施工業者		また、工事期間中は、左記の事項を表
			青やトラブル	示し、苦情やトラブルが発生した場合は
		か発生した   に対応するこ	場合は真摯	真摯に対応してまいります。
22	【その他】		<u>- <sup>と。</sup></u> や地震等に	異常気象や地震等により、災害発生ま
22		2 ( 1)0 2 (0.00)	* 生またはそ	たはそのおそれがある場合は、速やかに
			る場合は、速	現地を確認し、異常が発見された場合は、
			を確認し、異	早急に対応します。また、発電施設の敷
		常が発見され	れた場合は、	地が原因で災害が発生した場合は、佐久
		早急に対応す	すること。ま	市や地域住民等へ報告するとともに、関
		た、発電施設	受の敷地が原	係機関と協議・調整を図りながら、速や
			発生した場	かに災害復旧を行ってまいります。
		合は、市へ幸		
			いに災害復旧	
		を行うこと。		

#### 5 複数案並びに環境配慮に係る検討の経緯及びその内容

## 5.1 配慮書時点の事業内容と環境保全の方針の検討結果

#### (1) 複数案について

「長野県環境影響評価技術指針」(平成28年1月改正、長野県告示第18号)では、計画段階配慮事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすることとしている。また、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年10月、長野県)では、位置等に関する複数案にあたっては、当該事業に代わる事業の実施により、当該事業の目的が達成されるなど、当該事業を実施しないこととする案(ゼロ・オプション)を含めるよう努めるものとし、当該案を複数案に含めない場合は理由を明らかにすることとしている。

ここで、計画地での事業実施にあたっては、平成25年2月から計画地を保有する地権者と土地の購入等に関する協議を進めており、平成28年10月時点で概ねの地権者から同意を得ている状況であった。それと並行して、平成28年7月、9月、12月には計画地の南西側にある東地地区を対象に、事業概要等に関する住民説明会を行い、地域住民の意向を把握するなど、計画地での事業実施に向けて準備を進めてきたところであった。

このような背景から、本事業では、事業を実施しない案は設定せず、計画地内における配置・構造に関する複数案を設定することとした。

### (2) 複数案の概要

計画地は、佐久市北東部の山間地域に位置する、自然豊かな地域であり、重要な動 物・植物種の確認情報もあることから、自然環境に十分配慮した計画策定が求められ た。

そのため、「配慮書」の段階における環境保全の方針を検討するにあたっては、太 陽光パネルを設置する範囲(造成する範囲)が重要なことから、太陽光パネルの配置 に違いを持たせた複数案を設定した。

太陽光パネルを設置する範囲は、所要の発電容量(約30MW)の確保や事業費等の事 業性のほか、今後の環境影響評価及び当該結果等に基づく環境への影響の低減等の措 置の検討を行う上で適切な対応ができるよう、関連法令の制約の範囲の中で、所要の 規模の確保が可能となるよう設定した。

複数案の設定の考え方は、表4.5-1に示すとおりである。

#### 表4.5-1 複数案の設定の考え方

各複数案 に共通す る基本方 針

- ・発電容量約 30MW を有する太陽光パネルの設置や調整池等を想定した用地とし て、計画地約130ha (図の計画地範囲) の範囲内において、敷地面積約80~90ha を確保する。
- ・緩傾斜の斜面に太陽光パネルを配置することし、施工性、安全性等の観点から 傾斜30度以上の斜面には太陽光パネルを設置しない。
- ・計画地内北西側及び南側に位置する水道水源(東地水源:湧水及び深井戸)の 機能を保全する。
- ・「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」(平成28年4月、長野県)に基づ き、森林率 25%以上を確保する。

複数案の 設定方針

太陽光パネルの配置に違いを持たせて、複数案を設定する。

各複数案

の考え方

計画地 ※…… の南側が 敷地想定範囲 (うち、白地 は残置森林等 想定範囲)

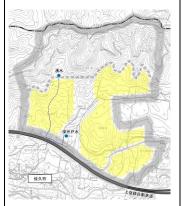
太陽光パネル 設置想定範囲

水道水源 (東地水源)

集水管路 (埋設)

#### 【A案】

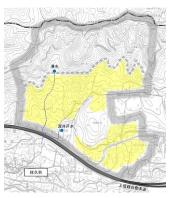
計画地内の主な沢の東西 に太陽光パネル等を配置 する。



敷地想定範囲:約80ha 残置森林等想定範囲:約30ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

## 【B案】

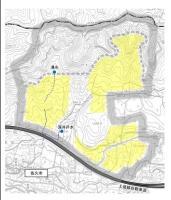
A案に対し、計画地南東 側の山地形を残し、計画 地内の南北に太陽光パネ ル等を配置する。



敷地想定範囲:約80ha 残置森林等想定範囲:約30ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

## 【C案】

A案に対し、計画地南東 側の山地形を残し、北側 斜面地を広く使い太陽光 パネル等を配置する。



敷地想定範囲:約90ha 残置森林等想定範囲:約 40ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

### (3) 環境保全の方針の検討結果

本事業では、計画段階配慮事項として、存在・供用による「水象」、「地形・地質」、「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」の6項目を選定し、環境影響評価の結果を比較した。その結果は、表4.5-2に示すとおりである。

	我+. 0 2 一心自己 Mark				
		A 案	B 案	C 案	
	計画の特徴	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を改変し平 坦面にパネルを設置 ・太陽光パネルの設置は山 麓部まで(標高約950m以 下、勾配約20°未満)	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を改変 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置は山麓部まで(標高約950m以 下、勾配約20°未満)	・湧水地とその水源涵養域 を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置は一 部山地部まで(標高 約1,000m以下、勾配 約30°未満)	
環	水象	$\triangle$	0	0	
境影	地形·地質	Δ	0	0	
響	植物	Δ	Δ	Δ	
評	動物	Δ	Δ	Δ	
価結	生態系	Δ	Δ	Δ	
果	景観	Δ	0	0	

表4.5-2 総合評価の結果

- 注1)表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。
  - ◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる。
  - ○:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。
  - △: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある。
- 注2) C案は、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置し、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べ小さくなると予測するが、森林伐採等の面積は総じて大きくなり、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性があることから、ここでは「△:影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある」と評価している。

また、環境影響評価に基づき事業者が考える環境保全の方針を、計画段階、工事段階、供用段階、事業終了段階に分けて整理した結果は、表4.5-3~表4.5-6に示すとおりである。

表4.5-3(1) 計画段階における環境保全の方針

項	目	環境保全方針		
水	象	<ul> <li>・現地調査を実施し、水象に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。</li> <li>・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。</li> <li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の適用を検討し、水象への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替井戸の設置)の検討も行う。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、水象の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>		

# 表4.5-3(2) 計画段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
- FR - I	・現地調査を実施し、地形・地質に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認
	し、影響予測及び環境保全措置について検討する。
	・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
	討した環境保全措置の適用を検討し、地形・地質への影響が回避・低減されるよ
	う考慮する。
地形	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
• 地質	きない場合は、代償措置(例:急傾斜における擁壁の設置)の検討も行う。
	・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。
	・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。
	確保した調整他を設直する。  ・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、地形・地質の環境保全
	措置に適切に反映されるよう検討する。
	・現地調査を実施し、植物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影
	響予測及び環境保全措置について検討する
	・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
	討した環境保全措置の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮
	する。
1-4- 44	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
植物	きない場合は、代償措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。
	・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。 また、原則、客土は行わない計画とする。
	- よた、原則、各工は打みない計画とする。 - ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を
	確保した調整池を設置する。
	・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に
	反映されるよう検討する。
	・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影
	響予測及び環境保全措置について検討する
	・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
	討した環境保全措置の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮 する。
動物	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
	きない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)
	の検討も行う。
	・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に
	反映されるよう検討する。
	・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、
	影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
	<ul><li>・計画熱度を高めるにめたつくは、現地調査指来を考慮するとともに、配慮者で使 計した環境保全措置の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考</li></ul>
生態系	同じた 現場 休主 相 直 り 週 用 を 機 引 し、 工 忠 ポ 、 り 泉 音 が 回 歴 ・ 区 機 ご 4 じ る よ ノ 与
	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
	きない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。
	・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に
	反映されるよう検討する。
	・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を
	確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
	<ul><li>計画熱度を高めるにめたつくは、現地調査指来を考慮するとともに、配慮者で検 討した環境保全措置の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮</li></ul>
景観	可した、現場体土相直の適用を限引し、京戦、の影音が回避・凶機で40分よう句感 する。
717 1970	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
	きない場合は、代償措置(例:目隠し植栽の設置)の検討も行う。
	・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観の環境保全措置に
	反映されるよう検討する。
その他	・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への影響がよりな同時がはないるとう。 本工書 悪さ かずいさる
	響が十分に回避低減されるよう、施工計画を検討する。

表4.5-4 工事段階における環境保全の方針

	太4.5−4 工事段階における境境保宝の方針
項目	環境保全方針
	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
   水 象	期緑化を行い、雨水浸透機能を向上する。
/	・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る工事中の環
	境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
	・造成工事等は土地の安定性等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に
	進める。
	・工事工法等では、土地の改変等が極力小さくなるよう施工計画を検討する。
地形	・表土保全を行い、緑化種子とともに吹付け材として活用することで土壌質の撹
· 地質	乱を最小限度に抑える。
地具	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
	期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止する。
	・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る工事
	中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
	・造成工事等は、注目すべき植物種の生育環境等に大きな影響を与えないよう、
	計画的、段階的に進める。
	・工事工法等では、土地の改変等が極力小さくなるよう施工計画を検討する。
	・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。
植物	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
	期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置へ
	の沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。
	・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る工事中の環境保全
	措置についても適切に反映されるよう検討する。
	・造成工事等は、注目すべき動物種の生息環境等に大きな影響を与えないよう、
	計画的、段階的に進める。
	・工事工法等では、土地の改変等が極力小さくなるよう施工計画を検討する。
	・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。
動物	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
	期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置へ
	の沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。
	・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切
	に反映されるよう検討する。
	・造成工事等は、動物種の生息環境等に、一度に大きな影響を与えないよう、計
	画的、段階的に進める。
	・工事工法等では、土地の改変等が極力小さくなるよう施工計画を検討する。
	・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。
生態系	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
	期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置へ
	の沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。
	・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切
	に反映されるよう検討する。
	・造成工事等は景観が一度に大きく変化しないよう、計画的、段階的に進める。
	・工事工法等では、土地の改変等が極力小さくなるよう施工計画を検討する。
	・工事用車両、工事用機械等について周辺景観と調和した色調を採用することで、
景観	景観の変化を最小限に抑える。
71\ F9U	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早
	期緑化を行い、佐久市の景観育成基準にふさわしい景観の早期回復をはかる。
	・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る工事中の
	環境保全措置に反映されるよう検討する。
その他	・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への
	影響が十分に回避低減されているか、事後調査等で確認する。

表4.5-5 供用段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
· A H	・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、水象に生じ
	ている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
水象	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
小 豕	を徹底する。
	・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る供用中の環
	境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
	・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、地形・地質に
	生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
地形	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
<ul><li>地質</li></ul>	を徹底する。
	・調整池について、機能維持のための適切な維持管理を実施する。
	・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る供用
	中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
	・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、植物に生じ
	ている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
植物	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
	を徹底する。
	・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る供用中の環境保全
	措置についても適切に反映されるよう検討する。 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、動物に生じ
	- 必要に応じて事後調査やモークリンクを行い、ての紀末を踏まえ、動物に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
動物	を徹底する。
	・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切
	に反映されるよう検討する。
	・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、生態系に生
	じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
11 44 -	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
生態系	を徹底する。
	・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切
	に反映されるよう検討する。
	・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、景観に生じ
	ている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
景観	・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮
以 既	を徹底する。
	・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る供用中の
	環境保全措置に反映されるよう検討する。

表4.5-6 事業終了段階における環境保全の方針

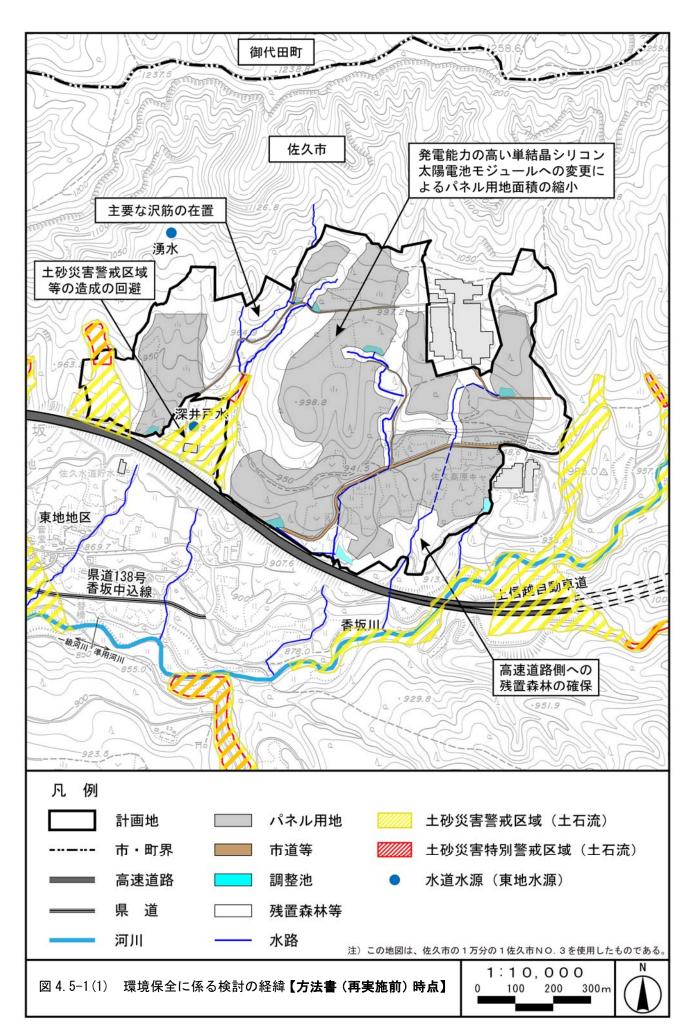
項目	環境保全方針
水象	・撤去工事等に際しては、将来存在している水象等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、 万が一水象に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。
地形 • 地質	・撤去工事等に際しては、将来存在している地形・地質等に配慮しつつ、原則、 工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、 万が一地形・地質に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置 を講じる。
植物	・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事 段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、 万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ る。
動物	<ul><li>・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事 段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li><li>・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、 万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ る。</li></ul>
生態系	<ul><li>・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事 段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li><li>・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、 万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ る。</li></ul>
景観	<ul><li>・撤去工事等に際しては、将来存在している景観等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li><li>・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一景観に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li></ul>
その他	・事業者のポリシーとして、使用した太陽光パネル等の回収、修理、再利用(リ サイクル)を行い、廃棄物量を減らすとともに適正な廃棄物管理を行っていく。

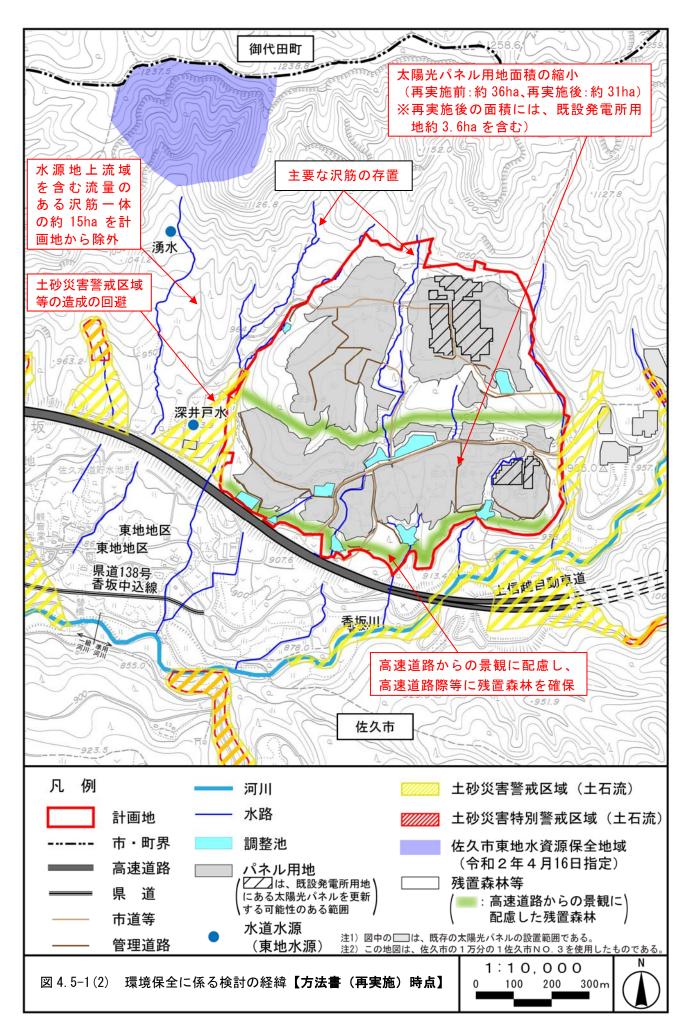
### 5.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯

配慮書における複数案の検討結果や、配慮書及び方法書(再実施前)に対する住民等、関係市長(佐久市長)及び長野県知事の意見等を踏まえ、以下の点に配慮し、方法書の事業内容(造成範囲、パネル配置等)を具体化した(方法書の再実施前の環境保全の検討の経緯との比較を含み図4.5-1(1)~(2)参照)。

また、具体化した事業内容に基づき、配慮書と同様の項目について評価した結果は、 表4.5-7に示すとおりである。

- ・方法書(再実施前)時点では、計画地西側の流量のある沢筋及びその周辺を太陽 光パネル用地として計画していたが、沢筋周辺における貴重な動植物の生息・生 育に配慮し、また、その北側の湧水水源地の存在や土砂災害警戒区域等の存在に も配慮し、方法書(再実施前)における計画地から、計画地西側の水源地上流域 を含む流量のある沢筋一体の約15haを除外することとした。その他、造成にあ たっては、水象、動植物等の影響に配慮し、計画地内を流下する流量のある沢筋 は存置する計画とした。なお、前述のとおり湧水水源地等に配慮した計画を策定 したところであるが、その後、湧水水源地である東地水源(湧水)については、 令和2年4月16日に取水地点及び集水区域の範囲(6.61ha)が「長野県豊かな水 資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地に指定されている(p.88~89参照)。
- ・計画地の東西の敷地境界沿いの一部には、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域(土石流)に指定されている区域があるため、地形・地質(土地の安定性)の影響に配慮し、これらの区域は造成範囲から外す方針とした。
- ・計画地は、高速道路(上信越自動車道)における長野県の玄関口に当たる場所であることに配慮し、高速道路から計画地の太陽光パネルが見えにくいよう、計画地南側の高速道路際等には残置森林を確保することとした。
- ・太陽光パネルを方法書(再実施前)時点より発電能力の高い単結晶シリコン太陽 電池モジュールに変更し、太陽光電池モジュールの設置枚数の減少を図り、森林 伐採等による影響を総じて低減するよう、太陽光パネル用地面積を縮小すること とした。
- ・前述のとおり水源地上流域約15haを除外したことに伴い、残置森林面積及びパネル設置面積を補うため、計画地の北東及び南東に位置する既設の太陽光発電所(2ヶ所)及びその周辺部約5.4haを新たに計画地に追加した。ただし、計画地面積(約58ha:うち約3.6haは既設の太陽光発電所面積)は方法書(再実施前)時点の面積(約66ha)より約8ha縮小し、太陽光パネル用地面積(約31ha:うち約3.6haは既設の太陽光パネル用地面積)は、方法書(再実施前)時点の面積(約36ha)よりも約5ha縮小した。





			4.5-/(I) 境境保全に係る検討の栓桿(配慮者 配慮書の案		方法書(再実施前)の案
		A 案	B 案	C 案	ガム音 (中央旭前) の栄   (下線部は配慮書から具体化した内容)
計画の特徴		・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を改変し平坦面にパネルを設置 ・太陽光パネルの設置は山麓部まで	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を改変 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置は山麓部まで	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置は一部山地部まで	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体の一部を改変し平坦面にパネルを設置 ・太陽光パネルの設置は山麓部まで ・主要な沢筋を残置 ・土砂災害警戒区域等の造成回避 ・高速道路側への残置森林の確保 ・発電能力の高い単結晶シリコン太陽電池モジュールへの変更による パネル用地面積の縮小 ・計画地用地を東側に拡張
配慮書の複数案に関する凡例 計画地 ※ …の南側が敷地想定範囲(うち、白地は残置森林等想定範囲) 太陽光パネル設置 想定範囲 ・ 水道水源(東地水源) ・ 集水管路(埋設)		敷地想定範囲 : 約80ha 残置森林等想定範囲 : 約30ha 太陽光パネル設置想定範囲 : 約50ha	敷地想定範囲 : 約80ha 残置森林等想定範囲 : 約30ha 太陽光パネル設置想定範囲 : 約50ha	敷地想定範囲 : 約90ha 残置森林等想定範囲 : 約40ha 太陽光パネル設置想定範囲 : 約50ha	歌地範囲 : 約66ha 残置森林等範囲 : 約28ha 調整池等 : 約 2ha 太陽光パネル設置範囲 : 約36ha
	水 象	△ 計画地内中央の沢、その他の沢は残置されるが、計画地内南東部の山体を含め、沢の流域の土地が改変され、森林伐採等による流出特性の変化があることから、計画地内から香坂川に流れ込む沢の水量、及び香坂の湧水への影響が生じる。	採等による流出特性の変化があり、計画地内から	◎ 造成工事、森林伐採等により流出特性が変化し、計画地内から香坂川に流れ込む沢の水量には影響が生じる。しかし、計画地内中央の沢や計画地内南東部の山体は残置されることから、A案、B案と比べ影響は小さい。	◎ 計画地内中央の沢や計画地内南部(配慮書では計画地内南東部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、A案、B案と比べ影響が小さく、C案と同等と考える。
	地形・地質	□ 中央の沢や水田は残置されるが、計画地内南東部の山体を改変するため、森林伐採面積や地形の改変量が大きく、土地の安定性への影響が生じる可能性がある。	○ A案と逆に、中央の沢や水田は改変される。しかし、計画地内南東部の山体を残置するため、森林伐採面積や地形の改変量はA案と比べ減り、土地の安定性への影響も小さくなる。	○ A案、B案と比べ、一部急斜面(ただし、勾配30° 未満)の改変が生じ、土地の安定性への影響が生じる可能性がある。しかし、中央の沢や水田及び計画地内南東部の山体が残置されることから、森林伐採面積や地形の改変量はA案と比べ減る。	計画地内中央の沢や計画地内南部(配慮書では計画地内南東部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、その代わりに計画地内西側の土砂災害警戒区域等の造成を回避し、C案のように一部急斜面の改変も行わず、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、森林伐採面積や地形の改変量はA案、B案、C案と比べ減り、土地の安定性への影響も小さくなると考える。
評価結果	植 物 <sup>注2)</sup>	□ 中央の沢や水田のやや湿った環境が残置されることから、注目すべき種等への影響は小さいが、計画地内南東部の山体を改変するため、植生が持つ保全機能(洪水調節機能など)への影響は大きい。	△ A案と逆に、計画地内南東部の山体を残置するため、植生が持つ保全機能(洪水調節機能など)への影響は小さいが、中央の沢や水田のやや湿った環境は改変され、注目すべき種等への影響は大きい。	○ 中央の沢や水田のやや湿った環境及び計画地内南東部の山体が残置されることから、注目すべき種等への影響、並びに植生が持つ保全機能(洪水調節機能など)への影響はA案、B案と比べ小さくなる。	△ 計画地内中央の沢などのやや湿った環境や計画地内南部の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、その用地は配慮書時の計画地と類似の環境が広がり、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、注目すべき種等、植生が持つ保全機能(洪水調整機能など)への影響は、A案、B案、C案と比べ小さくなると考える。
注1)	動 物 <sup>注2)</sup>	□ 中央の沢や水田のやや湿った環境が残置されるが、計画地内南東部の山体を改変するため、それ以外の森林環境や草地環境、あるいはそれらを広く利用する種や個体群への影響は大きい。	△ A案とは逆に、中央の沢や水田のやや湿った環境は改変されるため、これらの環境を利用する種や個体群への影響は大きい。また、計画地内南東部の山体は残置するが、沢や水田、森林環境や草地環境あるいはそれらを広く利用する種や個体群へも影響は生じる。	中央の沢や水田のやや湿った環境と、計画地内南東部の山体を残置するため、影響は生じるもののA案、B案と比べ小さい。	□ 「植物」と同様の理由により、注目すべき種等への影響は、A案、B案、C案と比べ小さくなると考える。
	生態系 <sup>注2)</sup>	○ 中央の沢や水田のやや湿った環境が残置されるが、計画地南東部の山体を改変するため、山麓森林タイプや山麓草地タイプの面積減少による影響や環境区分間の相互関係への影響は大きい。	△ A案とは逆に、中央の沢や水田のやや湿った環境は改変され、計画地南東部の山体は残置されるため、山麓森林タイプや山麓草地タイプ、渓畔林タイプの生態系環境区分の面積減少による影響や環境区分間の相互関係への影響は同様に大きい。	△ 中央の沢や水田のやや湿った環境と計画地南東部の山体が残置されるため影響はA案、B案と比べ小さいが、山地森林タイプ、山麓森林タイプ及び山麓草地タイプの生態系環境区分の面積減少による影響や環境区分間の相互関係への影響は大きい。	△ 「植物」と同様の理由により、生態系の構造と相互関係、指標種への影響は、A案、B案、C案と比べ小さくなると考える。
	景観	△ 計画地内の山体を改変し、地形を平坦にして太陽光パネルを設置するため、主に近景域、中景域にある視点場からの眺望景観は、造成範囲やパネル設置高によっては大きく変化する可能性がある。    ・	◎ A案と比較して地形の改変は小さく、眺望景観の変化は小さいと考える。 環境保全措置の実施により、これらの影響は概ね回避・低減できる。	○ A案、B案と比較してより標高の高い位置でのパネル設置があるため、B案よりも眺望景観の変化は大きくなる可能性がある。しかし、A案と比較して地形の改変は小さく、眺望景観の変化は小さい。 ■ 地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置	◎ 計画地用地を東側に拡張したものの、計画地内西側の太陽光パネル設置範囲を縮小し、計画地内南部の山体の斜面を残置することにより、計画地南西から南側の集落等からの景観に配慮しており、また、高速道路から計画地の太陽光パネルが見えにくいよう、計画地南東部の高速道路側に残置森林を確保する。このため、A案、C案と比べ影響が小さく、B案と同等と考える。

注1)表中凡例)評価結果は、配慮書と同様に以下のとおり区分した。

- なお、方法書の評価結果は、配慮書と同様の考え方により整理したものである。
- ②: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる。 ○: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。 ○: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。 △: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある。

- 注2)配慮書の案について、C案は、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置し、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べいさくなると予測するが、森林伐採等の面積は総じて大きくなり、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性があることから、配慮書では「△」と評価している。方法書の案についても同様の理由(森林伐採等の面積は総じて大きくなること)により、配慮書の案と同等(「△」)と評価している。

## 表4.5-7(2) 環境保全に係る検討の経緯(方法書(再実施前)の案と方法書(再実施)の案の比較)

		表4.5-/(2) 境境保全に係る検討の経緯(万法書(冉		
		方法書(再実施前)の案(再掲) ( <u>下線部</u> は配慮書から具体化した内容)	方法書(再実施)の案 ( <u>下線部</u> は方法書(再実施前)から具体化した内容)	
計画の特徴		・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体の一部を改変し平坦面にパネルを設置 ・太陽光パネルの設置は山麓部まで ・主要な沢筋を残置 ・土砂災害警戒区域等の造成回避 ・高速道路側への残置森林の確保 ・発電能力の高い単結晶シリコン太陽電池モジュールへの変更による パネル用地面積の縮小 ・計画地用地を東側に拡張	・湧水地とその水源涵養域に加え、計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを計画地から除外・中央の沢と水田を残置・南東部の山体の一部を改変し平坦面にパネルを設置・太陽光パネルの設置は山麓部まで・主要な沢筋を残置・土砂災害警戒区域等の造成回避	
凡例		BIGHE.	1/4 JR /	
太陽光パネル設置 範囲 ・水道水源(東地水源)		では、の の に	・方法書 (再実施前) 時点の計画地 ・ 方法書 (再実施前) 時点の計画地 ・ 方法書 (再実施) 時点の計画地	
		敷地範囲 : <u>約66ha</u> 残置森林等範囲 : <u>約28ha</u> <u>調整池等</u> : <u>約 2ha</u> 太陽光パネル設置範囲: <u>約36ha</u>	敷地範囲 : <u>約58ha</u> ※ ※既設発電所用地 残置森林等範囲 : <u>約23ha</u> 約3.6ha を含む 調整池等 : <u>約 4ha</u> 太陽光パネル設置範囲 : <u>約31ha</u> ※	
評結 <sup>注</sup>	水象	計画地内中央の沢や計画地内南部(配慮書では計画地内南東部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、A案、B案と比べ影響が小さく、C案と同等と考える。	計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを計画地から除外した。計画地西側(方法書(再実施前)では計画地内中央)の沢や計画地内南部の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を南東側に拡張したものの、太陽光パネル用地面積は方法書(再実施前)時点よりも縮小する。このため、方法書(再実施前)の案と比べ影響が小さいと考える。	
	地形・地質	計画地内中央の沢や計画地内南部(配慮書では計画地内南東部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、その代わりに計画地内西側の土砂災害警戒区域等の造成を回避し、C案のように一部急斜面の改変も行わず、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、森林伐採面積や地形の改変量はA案、B案、C案と比べ減り、土地の安定性への影響も小さくなると考える。	計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを計画地から除外した。土砂災害警戒区域等の造成を回避した。計画地西側(方法書(再実施前)では計画地内中央)の沢や計画地内西部(方法書(再実施前)では計画地南部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を南東側に拡張したものの、太陽光パネル用地面積は方法書時よりも縮小する。このため、森林伐採面積や地形の改変量は方法書(再実施前)の案と比べ減り、土地の安定性への影響も小さくなると考える。	
	植物	□ 計画地内中央の沢などのやや湿った環境や計画地内南部の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、その用地は配慮書時の計画地と類似の環境が広がり、太陽光パネル用地面積は配慮書時よりも縮小する。このため、注目すべき種等、植生が持つ保全機能(洪水調整機能など)への影響は、A案、B案、C案と比べ小さくなると考える。	△ 計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを計画地から除外した。計画地西側(方法書(再実施前)では計画地内中央)の沢などのやや湿った環境や計画地内西部(方法書(再実施前)では計画地南部)の山体の斜面を残置し、また、計画地用地を東側に拡張したものの、その用地は方法書時の計画地と類似の環境が広がり、太陽光パネル用地面積は方法書(再実施前)時点よりも縮小する。このため、注目すべき種等、植生が持つ保全機能(洪水調整機能など)への影響は、方法書(再実施前)の案と比べ小さくなると考える。	
	動物	△ 「植物」と同様の理由により、注目すべき種等への影響は、A案、 B案、C案と比べ小さくなると考える。	□ 「植物」と同様の理由により、注目すべき種等への影響は、方法書(再実施前)の案と比べ小さくなると考える。	
	生態系	△ 「植物」と同様の理由により、生態系の構造と相互関係、指標種への影響は、A案、B案、C案と比べ小さくなると考える。	△ 「植物」と同様の理由により、生態系の構造と相互関係、指標種への影響は、方法書の案(再実施前)と比べ小さくなると考える。	
	景観	計画地用地を東側に拡張したものの、計画地内西側の太陽光パネル設置範囲を縮小し、計画地内南部の山体の斜面を残置することにより、計画地南西から南側の集落等からの景観に配慮しており、また、高速道路から計画地の太陽光パネルが見えにくいよう、計画地南東部の高速道路側に残置森林を確保する。このため、A案、C案と比べ影響が小さく、B案と同等と考える。	計画地西側の水源地上流域を含む流量のある沢筋一体の約15haを計画地から除外した。計画地用地を南東側に拡張したものの、計画地内西部(方法書(再実施前)では計画地南部)の山体の斜面を残置することにより、計画地南西から南側の集落等からの景観に配慮しており、また、高速道路から計画地の太陽光パネルが見えにくいよう、計画地南部の高速道路際等に残置森林を確保する。このため、方法書(再実施前)の案と比べ影響が小さくなると考える。	

- 注)表中凡例)評価結果は、配慮書と同様に以下のとおり区分した。
  ②:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる。○:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。△:影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある。